

世界のアーキビストがやってきた - ICA執行委員会東京会合報告 -

国立公文書館 小原 由美子

はじめに

2006年5月22日（月）から25日（木）まで、東京都港区の全日空ホテルにおいて国際公文書館会議（International Council on Archives、以下ICA）執行委員会（Executive Board Meeting）が開催された。菊池光興国立公文書館長が2005年4月にICA副会長に就任し、執行委員会の主要メンバーとなったことから、日本に会合を招致したものである。この会議のために17か国／地域から委員23名、同伴者2名、専門通訳者（英・仏）2名、合計27名が来日した。

執行委員会期間中、22日（月）にミコレツキー会長、グランジェ副会長、アルバダ事務総長と菊池館長が、内閣総理大臣官邸に安倍晋三内閣官房長官を表敬訪問した。また、議事の合間を縫って、23日（火）夕刻に当館の視察、24日（水）午後に江戸東京博物館の視察を行った。執行委員会終了後、25日（木）午後に記念講演会及びレセプションを開催、26日（金）には鎌倉・横浜視察を行い、横浜開港資料館を訪問した。

東京会合の開催については、昨年4月にワシントンDCで開催された執行委員会期間中にICA本部から開催を打診され、約1年かけて準備を進めた。執行委員会の議事内容の決定や資料作成はICA本部が行い、当館は全体的日程の設定や来日する委員の渡航・査証手続支援、宿泊、会場設営、視察、食事等のアレンジを担当した。総勢27名の来日メンバーを迎えるにあたり、東京全日空ホテル（会議会場及び参加者の宿泊、飲食）、トップツアー（株）（渡航手続や空港送迎、各種視察）、（株）エクシム・インターナショナル（通訳関係の調整や必要機材の設営）の3社にそれぞれ業務を委託し、当館職員と3社がタッグを組む形で準備を進めた。

1. 執行委員会の役割

執行委員会は、ICAの運営に関し年次総会に次ぐ決定権を持つ機関で、年次総会で決定した政策やプログラムを実行に移す責務を負うとともに、事務総長、事務次長、プログラム委員会議長、選挙管理官等の任命を行う権限を持つ。構成メンバーは表1に示したとおりで、実際に参加したのはロレンツ・ミコレツキー会長以下表2の24名である。通常春と秋（円卓会議期間中）の年2回開催され、春季会合は委員選出国がホストを務めることが

慣例となっている。日本の国立公文書館長が執行委員となったのは、岩倉規夫初代国立公文書館長以来2回目だが、執行委員会を日本で開催したのは今回が初めてである。

表1 執行委員会構成メンバー

- | | |
|---|---|
| a | ICA 会長 1名 |
| b | 上席副会長 1名（次期総会開催国の国立公文書館長）、副会長 3名 |
| c | 会員による選挙で選出された、国立/連邦公文書館・中央公文書館機構の代表 |
| d | 地域支部議長 |
| e | プログラム委員会議長 |
| f | 記録管理及び公文書専門家協会部会議長 |
| g | アフリカ・アラブ諸国、アジア・オセアニア、ヨーロッパ・北アメリカ、ラテンアメリカ及びカリブの4地域のうち少なくとも3地域からの会員を持つ専門部会の議長 |
| h | 会計官 |
| i | 投票権のない事務総長 |
| j | 投票権のない事務次長（複数可） |

2. 執行委員会の討議内容

会議は表3の議事次第に従って4日間6セッションにわたって行われた。会議の公用語は英語とフランス語で、長年ICAの会議通訳を担当している専門の同時通訳者2名がオーストラリア及びスペインから来日して英 - 仏の通訳を務めた。主な討議概要は以下の通り。

2.1 開会

- (1) 来日の遅れたミコレツキー会長に代わって菊池館長が開会の挨拶を述べ、日本が初めて執行委員会の開催受入国となれて光栄である、実りある会議を願うとともに、各委員に日本滞在を楽しんでほしい、と歓迎の意を表した。
- (2) 昨年3月の選挙において立候補者がなく、懸案となっていた会計官と監査委員長の人選について、執行委員会としての指名により新会計官にスウェーデン国立公文書館長のトマス・リッドマン氏を、新監査委員長にベルギー国立公文書館長のカレル・ヴェル氏を任命した。

2.2 クイック・スキャン ICA

- (1) この議題は昨年春ワシントンDCで開かれた執行委員会でも取り上げられたもので、前回は、2004年に大幅改正された憲章に基づいてICAの新時代を築くにあたり、ICAの長所と短所について、委員の率直な意見交換を行った。今回は、特にアーカイブズ及びアーキビストを脅かしている問題、積極的に取り組んでいくべき好機等について、各委員が発言した。社会におけるアーカイブズの認知度は低く、ICAの存在もなかなか

表2 ICA執行委員会2006東京会合出席者

氏名	国名	肩書 / 所属	ICA肩書
Mr. Lorenz MIKOLETZKY	オーストリア	国立公文書館長	会長
Mr. Mitsuoki KIKUCHI	日本	国立公文書館長	第一副会長、A 会員代表
Mr. Didier GRANGE	スイス	ジュネーブ市立公文書館長	第二副会長、専門部会代表
Mr. Olafur ASGEIRSSON	アイスランド	国立公文書館長	プログラム委員会議長
Ms. Nolda C RÖMER-KENEPA	オランダ領アンティル	国立公文書館長	CARBICA カリブ地域支部議長
Mr. Antoine LUMENGANESO Kiobe	コンゴ民主共和国	国立公文書館長	CENARBICA 中央アフリカ地域支部議長
Mr. MAO Fumin	中国	国家档案局長	EASTICA 東アジア地域支部議長
Ms. DU Mei	中国	国家档案局国際部次長	オブザーバ
Ms. Kelebogile KGABI	ボツワナ	国立公文書記録局長	ESARBICA 東及び南 アフリカ地域支部議長
Mr. Vladimir KOZLOV	ロシア	連邦公文書館長	EURASICA ユーラシ ア地域支部議長
Mr. Kirill CHERNENKOV	ロシア	連邦公文書館国際部長	オブザーバ
Mr. Thomas CONNORS	アメリカ	メリーランド大学文書館	NAANICA 北米地域支部議長
Mr. Setareki TALE	フィジー	国立公文書館長	PARBICA 太平洋地域支部議長
Mr. Assane SAWADOGO	ブルキナ・ファソ	国立公文書館長	WARBICA 西アフリ カ地域支部議長
Mr. Hans Eyvind NAESS	ノルウェー	国立公文書館	SBL (ビジネス・労働) 部会議長
Mr. Jan E.A. BOOMGAARD	オランダ	アムステルダム市立 公文書館長	SMA (市立公文書館) 部会議長
Mr. Frederick L. HONHART	アメリカ	ミシガン州立大学 アーカイブ	SUV (大学・研究機関) 部会議長
Mr. Günther SCHEFBECK	オーストリア	オーストリア議会 アーカイブ	SPP (議会・政党) 部会議長
Mr. Karel VELLE	ベルギー	国立公文書館長	監査委員長
Mr. Joan VAN ALBADA	オランダ	ICA本部	ICA事務総長
Ms. Perrine CANAVAGGIO	フランス	ICA本部	ICA事務次長
Mr. Marcel CAYA	カナダ	ケベック大学 モンリオール校	ICA事務次長
Ms. Mahfuzah YUSUF	マレーシア	国立公文書館	ICA事務次長
Ms. Annick CARTERET	フランス	ICA本部	ICA事務局員

表3 ICA執行委員会2006 東京会合 議事次第

- 1. 開会**
 - 1.1 定足数の確認
 - 1.2 開会の辞 - ICA会長及び開催国ホスト
 - 1.3 新規委員の選出
 - 1.4 退任委員と新任（補充）委員
 - 1.5 議事の承認と追加
- 2. クイック・スキャン ICA**
 - 2.1 ICAの長所短所再考
 - 2.2 好機と脅威
 - 2.3 地域支部と使用言語 - ガバナンスと専門的内容へのアクセス
- 3. ガバナンスと管理運営**
 - 3.1 会議録及びアクション・リスト
 - 3.2 カテゴリーA及びB会員
 - 3.3 カテゴリーC及びD会員
 - 3.4 運営組織の空席
 - 3.5 ICA憲章について
 - 3.6 年次総会及び円卓会議開催地候補
 - 3.7 ICA本部関係
- 4. プログラム**
 - 4.1 戦略プランとビジネスプラン（1）
 - 4.2 専門プログラム
 - 4.3 CITRAとICA大会
 - 4.4 地域支部及び専門部会からの支援要請
 - 4.5 通信
 - 4.6 マーケティング&プロモーション
 - 4.7 刊行物
- 5. プレゼンテーション**
 - 5.1 日本国立公文書館による発表
 - 5.2 ICAとマーケティング&プロモーション（キャンセル）
 - 5.3 国際協力
- 6. 財政問題**
 - 6.1 財務報告
 - 6.2 予算状況予測
 - 6.3 新たな国際アーカイブズ開発基金（Fund for International Archival Development, FIDA）
 - 6.4 戦略プランとビジネスプラン（2）
- 7. 今後の討議事項**
 - 7.1 執行委員会
 - 7.2 年次総会
 - 7.3 管理運営委員会
 - 7.4 プログラム委員会
 - 7.5 CITRA事務局
- 8. 褒賞**
- 9. その他の事項**
- 10. 今後の会議開催予定**
- 11. 閉会**

か国の政府を動かすには至らないという意見や、情報通信技術の発展がアーキビストの存在意義を脅かしつつあるという意見、ICAは会員の信頼を得るに足る活動を行っているだろうか、という厳しい意見等が出た。最後に、グランジェ副会長からICAの歴史を記録するプロジェクトが提案され、2008年のICA設立60周年に向けて取り組みを検討することになった。

- (2) ラテンアメリカ地域支部からICAの通常用語として英語、フランス語と並び、スペイン語を使用するよう要望が出ていることを受けて、ICAの使用言語に関してアルバダ事務総長がまとめた文書を検討、次回キュラソーの執行委員会でも引き続き討議することになった。

2.3 ガバナンスと管理運営

- (1) 前回のアブダビの円卓会議以降に開かれた執行委員会、年次総会、CITRA事務局会合、管理運営委員会等の運営会合の議事録の承認、新入会員の承認等を行った。提出された資料によると、2006年現在で、ICAの会員数は192国 / 地域1,470会員とのことである。(表4参照) 空席となっていたCITRA事務局のアフリカ・アラブ地域代表には、エチオピア国立公文書館図書館長が推薦され、承認された。
- (2) 2004年の憲章改正を受けて、各地域支部憲章及び専門部会規則を、ICA憲章の内容に沿ったものにするための地域支部憲章ガイドライン案及び専門部会規則ガイドライン案が提出され、それぞれ地域支部代表、専門部会代表が内容を精査することになった。
- (3) B会員（アーカイブズ専門団体会員）、D会員（個人会員）にそれぞれB-2会員（国際機関）、D-2会員（学生などの低会費会員）を設けること、また刊行物のみの購読会員を創設する案が出され、今年の年次総会に提案し、また必要な憲章改正を2007年の年次総会にかけることが了承された。これは昨年

の年次総会に提出された財政再建タスクフォースの提案に基づくものである。



執行委員会開催の様子

表4 ICA会員数一覧

	Cat.A	Cat.B	Cat.C	Cat.D	Cat.E	合計
ヨーロッパ	82	42	733	119	27	1003
アフリカ	47	3	21	4	5	80
アジア	42	6	40	18	8	114
オセアニア	16	2	18	9	0	45
アメリカ	37	16	90	76	9	228
合計	224	69	902	226	49	1470

(執行委員会配布資料より)

- (4) 憲章53条bが各地域支部のA及びB会員になるためには、まずICA会員にならなければならない、と定めていることについて、ラテンアメリカ地域支部が修正を求めている件についても検討され、同支部代表が今回欠席であることから、次回の秋の執行委員会で再び検討した上で、年次総会で討議するかどうか決定することになった。
- (5) 今後の会合の開催地については、2009年の円卓会議をマルタで開催することが拍手とともに承認された。
- (6) イギリス国立公文書館の支援により、同公文書館のデビッド・ライチ氏が、本年7月から上級プログラム担当官としてパリのICA本部に派遣されるとの報告があり、会員から英国への感謝が表明された。
- (7) 続いて、アルバダ事務総長の後任問題が大きく取り上げられた。アルバダ事務総長は2008年12月に退任する予定となっているが、引継ぎを十分に行なうため、後任者と半年から1年の間一緒に働くことを希望しており、後任人事を2007年中に行いたい意向である。事務総長として具備すべき要件について討議した際には、アルバダ事務総長は自ら席をはずし、カヤ事務次長が議事を進めた。事務総長は世界のアーカイブズ界を代表するICAの外務大臣であり、会長を表に立てながら、各国政府などと交渉を行ったり、また、時には水面下で会員の意見をよく聞くことも必要である、そのためにも数ヶ国語に堪能であるべきである、交渉等の外交手腕や経営感覚、本部職員を統率するリーダーシップ、アーカイブズの長としての豊かな経験が必要である、といった意見が出された。今後、管理運営委員会(MCOM)メンバーを中心に選考委員会を組織し、募集要項を定めて公募し、2007年中には面接を行って後任を決定する方向で進めていくことになった。

2.4 プログラム

- (1) 昨年からICA財政再建問題を検討してきた過程で、まずICA戦略プラン及びビジネスプランを策定し、それらにのっとった予算案を作成するべきである、という米国国立公文書記録管理局からの強い要請があった。このたび初めて両プランの案が示され

たが、詳細な検討は先送りされ、今後、実際に戦略プランの策定に携わった経験を持つカナダ国立図書館公文書館のアンドレア・デラグレーブ氏の助力を得ながら改訂を進め、今年の年次総会提出をめざすことになった。

- (2) 2004年ウィーン大会において、4つの優先領域に関するプロジェクトを中心とした活動を活発化していく方針が了承されたが、教育研修部会議長による意見書をもとに、改めてICAが進めるプロジェクトと専門部会（section）のあり方について検討した。今後、各専門部会委員長による討論を行った上で意見書に修正を加え、秋の執行委員会で再度検討することになった。
- (3) UNESCOで検討されている10月27日を世界オーディオビジュアル遺産の日とする動きについて、オーディオビジュアルに限定しない、国際アーカイブズの日を設けるようICAとして働きかけているところであるが、特段の進展をみていないことが報告された。
- (4) このほか、今後の円卓会議及び国際公文書館大会の準備状況の報告、HPやメーリングリストの構築状況、今後のICA刊行物のあり方等が討議された。

2.5 プレゼンテーション

- (1) 23日の午後、場所を国立公文書館に移し、当館においてデジタルアーカイブのプレゼンテーション、及び館内施設・展示の案内を行った。
- (2) 国際協力については、世界情報社会サミット、UNESCO、みんなのための情報（IFAP）プログラム、メモリーオブザワールド、国際ブルーシールド委員会等における、ICAに関連する活動が報告された。

2.6 財政問題

- (1) ICAの財政再建問題については、昨年からタスクフォースを組織して検討を行ってきた。アブダビの年次総会で全ての分担金をユーロ払いとすることに決め、各国に会長から財政再建への協力を訴えた結果、収入については若干明るい要素も見られる一方、外部監査や財政支出報告のあり方については様々な問題点が指摘された。
- (2) 財政再建タスクフォースは、2005年の正確な決算報告を求め、これに基づき再建案を引き続き検討し、修正案を年次総会に示すべく作業を進めることになった。

2.7 その他

- (1) 功労者への褒賞については、アメリカ・アーキビスト協会の例を参考に、授賞の基準等を定める委員会を組織することになり、トム・コナーズ、ディディエ・グランジェ、フレデリック・ホンハルト、ヘレボギル・ハビの各委員が委員会メンバーとなった。
- (2) 今後の運営会合の日程案が示され、来年春の執行委員会はアイルランドのレイキアビークで開催されること等が決まった。

3. 記念講演会の開催

執行委員会はICAの運営会合のため非公開だが、一般の方々も参加できるプログラムとして、執行委員を講師とする記念講演会「世界の公文書館は今 - ICA執行委員会開催記念講演会」を企画した。5月25日(木)午後1時30分から4時45分まで、港区赤坂の国際交流基金国際会議場において、当館主催、国際交流基金後援により開催した。当日は翌5月26日(金)に開く毎年恒例の全国公文書館長会議に参加する地方公共団体の公文書館長や大学・関係団体の代表者など、各方面から幅広く、121名の参加者を得た。

まず、菊池館長から、この記念講演会の開催趣旨の説明と各講演者に対する謝辞の表明があった。次に、ロレンツ・ミコレツキー会長からICAの沿革と活動内容についての紹介があり、続いてディディエ・グランジェ副会長(ジュネーブ市立公文書館長)、ヘレボギル・ハビ東及び南アフリカ地域支部議長(ボツワナ国立公文書記録局長)、セタレキ・タレ太平洋地域支部議長(フィジー国立公文書館長)、ジョアン・ヴァン・アルバダ事務総長の各氏が、それぞれ30分ずつの講演を行った。最後に登場したアルバダ事務総長は、「アーカイブズ」という言葉を改めて考察し、電子情報社会においてアーキビストが果たすべき役割について、アーキビスト自身の意識変革を促した(講演会内容の詳細は10ページ以下を参照)。

会議の準備段階で、アルバダ事務総長から日本のアーカイブズ関係者と交流したい、という要望が寄せられていたこともあり、当館では、例年6月に開いている全国公文書館長会議の時期を繰り上げて開催し、地方公文書館の皆さんに、講演会及び終了後開催されたレセプションにご参加いただいた。日本と世界各地の公文書館長が意見交換を行う貴重な場となったと思う。

4. 世界のアーキビストとの交流

会議開催を通じて、筆者を含む当館役職員は、世界各国のアーカイブズ界のリーダーたちと直接交流する稀有な機会を得た。会議中は時には厳しい応酬を展開した論客たちも、自由時間や視察においては和やかに談笑し、旺盛な知的好奇心をもって日本滞在を楽しんでいた。会期中の思い出は尽きないが、忘れがたいエピソードを1つ紹介したい。

国立公文書館主催で東京湾の屋形船クルーズに出かけた夜のことである。夕方から雨が降り出し、品川の乗船場に着くころには土砂降りとなり、稲光が閃き雷鳴が轟く中、屋形船に乗り込むことになった。我々主催者は、夜景は諦め、食べて呑むしかない、と意気消沈。料理が運ばれ、宴たけなわとなった頃、中国の毛福民国家档案局長が、菊池館長に自作の詩を送りたい、と立ち上がった。張りのある声で朗々と詠じられた七言律詩にはこうあった。「夜の雨が東京湾をぬらし、礼砲に迎えられて賓客が船に乗る、波は銀鎖のように輝き空に繋がり、真珠のような稲光が岸壁をめぐる...」毛局長は、雷鳴を礼砲にたとえ、土砂降りの東京湾の宴を美しい一幅の水墨画のように生き生きと描き出してくださっ

たのである。続いて、当館随一の名テナー、中島係長が立ち上がり、「からたちの花」を熱唱。すると今度はボツワナのハビ局長が手を挙げ、母国の楽しい歌を披露。それからは次々とマイクがわたって、いったい何人のアーキビストが美声を聞かせて下さったであろうか。ときには全員が唱和し、歌声と笑いと拍手が続いた。こうして、悲惨に終わるかと思われた屋形船クルーズは、世界中のアーキビストの温かさや親しみに包まれた、最高に楽しい夜となったのである。

アーカイブズとは直接関係のないエピソードかもしれないが、このような楽しい思い出、顔の見える交流の積み重ねが、世界と日本のアーカイブズの距離を縮め、国際的



自作の詩を朗読する毛中国国家档案局長（左）と菊池館長

な公文書館活動における日本の存在感を高めることにつながれば、と願う。来年は10月にICA東アジア地域支部（EASTICA）の総会及びセミナーを東京で開催する予定で、準備に入っている。今回の会議開催の成果と反省を踏まえ、国内の関係者・関係機関各位のご協力を仰ぎながら、内容のある充実した会議の開催に向けて努力していきたい。

世界の公文書館は今

- ICA執行委員会開催記念講演会 -

1. **日時**：2006年5月25日（木）13時30分～16時45分
 2. **会場**：国際交流基金国際会議場
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル20階
 3. **主催**：独立行政法人 国立公文書館
後援：国際交流基金
 4. **講演会名称**：「世界の公文書館は今 - ICA執行委員会開催記念講演会」
 5. **プログラム**：
 - 13:30 - 13:35 開会挨拶 菊池光興 国立公文書館長
 - 13:35 - 14:45 紹介 ローレンツ・ミコレツキー ICA会長
「ICAの活動について」
 - 13:45 - 14:15 講演 ディディエ・グランジェ ジュネーブ市立公文書館長
「ジュネーブ市立公文書館 - 新しい組織の起源と発展」
 - 14:15 - 14:45 講演 ヘレボギル・ハビ ボツワナ国立公文書記録局長
「記録管理の総合的なアプローチ
- アーカイブズ管理業務の健全な基盤：ボツワナの事例」
 - 14:45 - 15:15 講演 セタレキ・タレ フィジー国立公文書館長
「太平洋島嶼国の公文書館の現状」
 - 15:15 - 15:30 休憩
 - 15:30 - 16:00 講演 ジョアン・ヴァン・アルバダ ICA事務総長
「国立公文書館 - 過去と未来の架け橋」
 - 16:00 - 16:40 質疑応答
 - 16:40 - 16:45 閉会挨拶 小河俊之国立公文書館次長
- 司会：高山正也 国立公文書館理事

ICA執行委員会開催記念講演会の開催にあたり

国立公文書館 菊池 光興

国立公文書館長の菊池でございます。本日はご多用中にもかかわらずICA執行委員会開催記念講演会“世界の公文書館は今”の会合にご来場賜り御礼を申し上げます。今回の講演会は、いま話がありましたように私が副会長を務めております国際公文書館会議（ICA）の執行委員会の東京開催と合わせて、また明日開催いたします日本の全国公文書館長会議の日程と合わせて開催することとしたものでございます。

ICA執行委員会および全国公文書館長会議の皆さん方にここに参加していただいたことに感謝申し上げます。

さらに、本日の講演会の開催にあたりまして、後援をいただき、またこの会場を拝借いたしております国際交流基金に対して厚く御礼を申し上げます。この講演会は、普段なかなか耳にする機会がない世界各国の公文書館事情をそれぞれの責任者から直接お話をいただくことにしております。最初にICAの会長でもございますオーストリア国立公文書館長、ドクター・ミコレツキーにICAとは何か、ICAの目指すところは何かということについて簡単にご紹介いただきます。

その後スイス・ジュネーブ市の市立公文書館長のグランジェさん、アフリカ・ボツワナの国立公文書館長・ハビさん、太平洋島嶼国を代表いたしましてフィジーのタレさんにそれぞれお話をいただくこととなっております。予定どおりですと、休憩をとった後にICAの事務総長をやっておりますアルバダさんに、公文書館が過去と未来の架け橋として



どのような役割を果たしていくかということについてお話をいただくことになっております。

世界各国の公文書館は我が国に劣らずたいへん厳しい状況に置かれているところがございます。そういう中で我々と同様、専門家の皆さん方が後世に記録を残すために努力を重ねておられる姿についてお話を伺うこと

になると思います。

我が国の公文書館制度はご存じのとおり私どもの開設から34年を経過した今日でもその重要性の社会的認知は必ずしも十分ではなく、人的な面、予算的な面でもまだまだ世界各国の中で決して優等生という状況にはなっておりません。皆さんとともに今後努力していく必要があるわけでございます。

このような意味で、今回外国からご参加いただいた皆さん方から世界の公文書館の状況を具体的にお話を伺って、必死に努力されている姿を耳にすることによって、日本の今日の状況を打破するための刺激になればと存じております。私どもはこういうことで関係者が知恵を出し合って、手を携え合って、力を出して、日本の状況あるいは世界の状況の中に少しでも明るい希望を持ち込んでいきたいと思っております。

本日の講演会は質疑応答を含めてわずか3時間という大変短い時間でございますけれども、我が国の公文書館あるいは関係者の公文書制度のさらなる発展に一つの大きなエポックメイキングの機会になることを主催者として心から祈念している次第であります。よろしく申し上げます。本当に今日は皆さんおいでいただきましてありがとうございました。

ICAの活動について

国際公文書館会議 会長 ローレンツ・ミコレツキー

菊池さん、高山さん、ご来賓の皆さん、ICAを代表いたしまして、今回東京でこのようなセミナーを開催させていただき、大変光栄に思っております。

ICAの会長といたしまして、我々は何をやっているのかということをご紹介させていただきたいと思っております。ICAはグローバルなアーカイブ・コミュニティの専門団体であります。世界におけるアーカイブの保存、開発、利用を促進する専門団体であります。これを国際協力を通じてやっております。

ICAはNGOとして1948年にユネスコとパートナーシップを組みまして創設されました。多様な社会の権利、アイデンティティ、利害関係は国境を超えています。記録、アーカイブもしかりであります。ICAの目的は、すべての国々における記録、アーカイブの保護を支援活動や法的・組織的な取組み、専門家の育成を通して促進することです。ICAはアーカイブのポリシーと実践についての本質的な討論を、異なるアーカイブの伝統、様々な言語のグループ、そして機関が交わす場です。ICAの倫理綱領と目録記述標準は、国際的な協定の主要な事例となっています。

ICAのネットワークは180か国において1700以上のメンバーを持っております。国立公文書館、専門家の団体、レコードマネージャー、各地域や地元のアーカイブ、公立や私立の団体を網羅しています。また、アーキビスト、記録の専門家の利害を代表しています。

ICAのプログラムの実施は地域支部、専門部会、委員会等で行われています。地域支部は東部及び南部アフリカ、西アフリカ、北アメリカ、ラテンアメリカ、カリブ海、東アジア、東南アジア、南西アジア、ヨーロッパ、ユーラシア、太平洋、そしてアラブ諸国にあります。専門部会は専門職団体、アーカイブの教育者、国際団体、市町村、ビジネス、労働、宗教団体、大学、議会そして政党のアーカイブのアーキビストたち、また建築記録、公正証書、スポーツに関するアーカイブを代表するものであります。委員会、プロジェクトグループは法律、IT、電子記録、資料保存、目録記述、建物、専門トレーニング、その他の専門家を網羅しています。

ICAのメンバーは次の4つの主要なプライオリティの分野を持っています。1つはアーカイブの役割の支援と促進であります。次に電子記録、自動化によるアーカイブの位置づけの変化、第3にアーカイブの保存・保護の支援、第4に記録専門家の教育・トレーニング



グであります。

このような優先順位に対処するために、ICA大会が4年に1回開催されています。大会を通じてアーキビストがネットワークを結び、専門知識を共有し、また専門知識を伸ばせるようにしています。最近の大会はオーストリアのウィーン、スペインのセビリア、中国の北京、カナ

ダのモントリオールで開催されています。ICA円卓会議（CITRA）は大会の開催の間で開催されています。ここでは、国立公文書館長、アーカイブ専門職のリーダーが戦略的な問題についてディスカッションしています。ICAの地域支部、専門部会、委員会は毎年会議とセミナーを開催しています。

さらに、細かいことについてはICAの雑誌「コンマ」をお読みください。ニュースレター「フラッシュ」、そしてウェブサイト、www.ica.orgには世界における専門職、国際標準、ベストプラクティスの情報が書いてあります。そのほかのICAの出版物には例えば、Guide to the Sources of the History of Nationsのようなガイド、研究、地域ジャーナル、シリーズ等があります。ICAはユネスコ記録アーカイブ管理プログラムシリーズの50以上の研究に貢献しています。そして、ICAの公用語は英語とフランス語です。「コンマ」は記事をアラビア語、中国語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語で出版していますが、今後はこの言語はもっと増えていくでしょう。

ICAはICBS（国際ブルーシールド委員会）の主要なパートナーです。ICBSは1954年の文化遺産に関するハーグ議定書を支持し、世界中の戦争や天災によって脅威にさらされた文化遺産、例えば前回の津波において被害を受けた遺産を保護するものです。ICAはWSIS（世界情報社会サミット）においても、アーカイブズの役割についてのプロモーションを行いました。現在は、関連団体と共にデジタル格差の削減に努め、ほとんどの低所得諸国におけるアーキビストの仕事を支援しています。ICAはユネスコ、文化財保存修復研究国際センター等の多くの団体と協力関係にあります。

以上、ICAは何をやっているかということをご理解いただければと思います。ご参加、誠にありがとうございます。

ジュネーブ市立公文書館 - 新しい組織の起源と発見 -

ジュネーブ市立公文書館長 ディディエ・グランジェ

こんにちは、皆様。そして同僚の皆様、アーキビストの皆様、私にとりまして皆様の前で今日の午後、時を過ごすことができる重要なこの会議に参加させていただきますことを非常にうれしく思っております。また、国立公文書館の菊池館長、国際交流基金の寛大なるご招待に感謝申し上げます。高山理事にはこのような司会の大役を務めておられますことに御礼申し上げます。

さて、ジュネーブ市の公文書館ですが、非常に小さな組織であります。この組織に11年勤めております。もちろん、公文書保存管理に関してはさまざまな理論があるわけです。また、どのような活動をしているかということに関してもいろいろな動向を見ることができるとおもいます。それをジュネーブ市立の小さな公文書館を例にしてお話をしたいと思っております。私はもともと英語が母国語ではございません。フランス語であります。母国語ではない外国語の英語で皆様に話をさせていただきます。皆様も英語が母国語ではないということで、通訳を介してお話させていただきます。

スイスであります、ジュネーブというのは小さな州であります。スイスには26の州が存在しておりますが、そのうちの一つです。スイスの東ではなく西に存在している州であります。この地図でもご確認いただけるかと思っております。1815年にジュネーブ州はスイスに参加いたしました。1815年前まではどの国にも属さない一つの州国でありました。これがジュネーブであります。州ではあります、同時にジュネーブは市でもあります。数日間続いた革命の中でジュネーブ市が1842年に設立されたわけです。つまり、国から独立した形での独立自治を固持しております。そのようなジュネーブ市が1842年にできたわけです。



この黄色のところ市があります。これは非常に小さいです。そして、人口も非常に少ないです。州は42万人の人口を擁しております。それに対してジュネーブ市は19万人であ

ります。42万ですから、日本の人口から比べると本当に微々たるものであります。そのような小さな地域で活動がなされているわけです。

ジュネーブ市における最初の公文書は1842年に見ることができます。これは市役所、市の会合の議事録になっております。このような形で公文書の記録保存がなされていますが、まだまだ数は少ないわけです。



1986年に市の公文書の記録保存の活動をスタートしようということで、私どもの活動が始まりました。それからわずか一世紀強であります。それまでは公文書にだれも注意を払っていなかった。単に横に放っておくということだったのです。

そのような中において、なぜ公文書を保存する活動やプログラムをスタートしたかということですが、実は歴史学者や市民からの要請があったからです。いろいろな文書を見たいという要求が出てきたのです。それに対して市の行政のほうで応えていかなければいけなかったわけです。

このスクリーンでご覧いただいていますのは、刊行物の中の一つの記事です。ここである市民が投稿しております。公文書を閲覧したいと思ったのに見ることができない。市ではそのような公文書を適切に記録していない。これは何らかの行動を取るべきであるという苦情が寄せられておりました。6～7年間の調査・研究がなされまして1986年、初めて市のアーカイブを開設しました。ですから、86年から数えましてもわずか20年の歴史しかありません。

公文書をどのように管理して保存するかということが長年行われなかったということには背景があります。国が責任を持つのか、州が持つのか、市が持つのかということが明確でなかったということもあるでしょう。遅きに失したわけですが、ようやく公文書の管理・保存がなされるようになったわけであります。

しかしながら、公文書管理がなされなかった相当長い期間に多くの文書が失われました。例えば、これは国から移管された文書ですが、その文書の中にはどのような公文書が国から市へ移管されたかということが記録されております。非常に長いリストになっております。しかし、この長いリストの中に記載されております文書はすでに紛失しております。これは大きな問題であります。

それから、どのように文書を収集していくのかということですが、それについても組織化されておりました。システムがなかったのです。単に積み重ねているだけということがあったわけです。これをどのような形でとりまとめていくのか、組織化していくのかということになりますと、相当な体系化をしていかななくてははいけない。これも重

要な問題でした。

それに対してどのような行動を取ったか。トリパートというアーキビストがこのような問題に取り組みました。非常勤の秘書が1名つきましたが、そのような少人数で市の行政またはさまざまな市役所の部署を訪ねまして、どのような公文書または公的資料があるかということを経験収集しました。そして、市の行政の中にありましてアーキビストの活動に協力してくれるような人的なネットワークを構築し、文書がどのような形で管理されているのかということを考えてわけであります。

また、市役所で使われている文書、記録または歴史的な文書を公文書館のほうに移管する動きも始めてまいりました。そのように1カ所に集積され、管理された公文書を市民は容易に閲覧、アクセスすることができるようになったのであります。文書へのアクセスは非常に重要な点であります。先ほども申し上げましたように、市民や歴史学者からの文書を見たいという要請に市が応えられなかった。それから、公文書館が設立されたという由来をご紹介いたしました。

公文書館が開設された初年におきましてもどのような形で閲覧またアクセスを準備するのかということで、私たちは非常に頭をひねり、知恵を絞ってまいりました。そのうえで最終的に閲覧室を開設しようと考えました。この市をさらに進展していくことについての情報の公開、共有は非常に重要なことです。

さて、公文書館という制度がジュネーブ市で設立されて20年たっております。公文書館ということになりますと、歴史的な遺産を蓄積するものであると理解されています。これはもちろん重要な側面ではありますが、記録管理という側面も忘れてはいけないと思います。さまざまな市の行政部門におきまして、どのように文書を保存・管理していくかということで、いろいろな討議または議論を重ねてまいりました。そして、どのような道具を使ってさまざまな文書を維持していくか、現用また半現用の文書をどのように記録していくかということをお話し合いました。

また、そのような文書の媒体は紙媒体もありますが、紙媒体だけではないということも市の行政に納得してもらわなければいけませんでした。地図もあります。ビデオテープ、フィルム、写真、また電子的な記録媒体もあるわけです。そのようなことに関して私どもアーキビストと、市の行政のさまざまな部門と協力してこのような記録の保存、保持、管理をさまざまな媒体に応じた形で適切な方式を編み出そうと考えたわけなんです。

3番目の動向とありますが、当初市のほうは行政関係の文書だけを記録・保存するよというのを考えていたようです。しかしながら、文書というものは公的文書だけではありません。より多くの文書がジュネーブ市の中にあるわけです。いろいろな協会、企業のいろいろな文書もあるわけです。そういう資料に関しても完全に門戸を閉じてしまうことはできないでしょう。19世紀の歴史的な価値のある民間の文書もあるわけです。ですから、行政の文書だけではなくて、民間文書も取り扱っていかうと考えたわけなんです。

私どものそのような動向、または変遷をご覧いただきたいと思います。数年前はほとんど市民の方々がアクセスする。公文書館に来ていろいろな調べ物をする。また、こういう文書が見たいという要請があったわけです。しかし、年を経るにしたがいまして、市行政内部からの文書・記録の要請が出るようになったわけでありまして。現在においては市民から、つまり市行政外部の人々からの問い合わせが60%、行政内部からの問い合わせが30%になってまいりました。市民へ提供するだけでなく、市行政に関してもいろいろな要請に応じていくという体制を整えることができるようになったわけです。

市の公文書館におきましては四つの使命を出しております。市の行政に対して情報の管理、または文書管理をどのように行うかということに対して助言を行い、支援をする。これが使命の一つであります。市役所のそれぞれの部署にもスタッフがいます。しかし、公文書館のスタッフはわずか3名であります。非常に大きな国立公文書館とは比べるべくもございません。市の公文書館は非常に小さいものでありますけれども、市行政へいろいろな助言をしていくということを考えております。

長期的な価値のある文書を収集し、保存する。これは従来の公文書館の役割であります。しかし、2年前に公文書だけではなくて、民間文書の記録、また保存にも関与していこうということを考えるようになったわけでありまして。そのためにもさらなる文書の組織化、また異なったタイプの文書をどのような形で閲覧し、見ていただくかという形の工夫を凝らさなければいけません。

多くの国、また多くの組織においては文化的な、遺産的な保存という形で公文書館の活動がなされているかと思っております。例えば、私どもの国におきましてもそのような公文書館の役割は大きなものになっております。しかしながら、市の公文書館の予算配分からいいますと、遺産または文化に関する公文書への予算は20%です。もちろん、重要性は高いのですが、それだけではなく市の行政の記録・管理の役割としては重要な役割を果たしていると考えております。つまり歴史的な価値のある文書だけではありませんで、現状使われている文書などにつきましても私たちは非常に強い関係を持ち、行政の協力の下に行っているということになります。

さて、市の公文書館であります。スタッフはわずか3.5名であります。常勤が3名、非常勤の秘書がいるということ。非常に若い組織であります。また、少数精鋭で行っております。建物や保管庫につきましてはそれほど多くの時間を割いてご紹介しませんけれども、三つの建物によって構成されております。つまり、一元化されておられません。分散されております。例えば、歴史的な文書、また現用、半現用の文書に関しては別の倉庫または建物で管理しているというのが現状であります。これはそれほど理想的な状況ではない。できれば将来的には一元化していきたいと考えております。

また、保存されている書類ですが、量としてはそれほど多くはありません。というのも、過去において相当の文書が失われてしまったからであります。書架延長のほうで計算いた

しますと、歴史的な公文書が1200mになっています。それから、半現用の文書は800mになっております。そのような形での管理を行っております。

年間に市がどれだけの新しい文書を作っているかということになりますと、4000mで、4キロになっているわけです。こうなりますと、リポジトリーは別個のものをつくっていかなくてはいけないということでありまして、これも大きな問題になっております。

また、いろいろなマニユスクリプトは公立図書館のほうで管理されているわけですが、こちらの長さが1000mになっております。カルビンの文書や18世紀の有名な科学者の文書などがあります。これはどちらかという民間的な文書、またコレクションという形で位置づけられるものであります。ジュネーブ市の歴史の中で非常に重要なポジションを占めているものであります。

先ほど申し上げたように市のほうでは年間4000mの文書を作成しているわけです。その管理を3.5人で行うというのは非常に厳しい状況であります。また、スペースも十分ではありません。これをどのように適切に管理していくか、非常に大きな懸案であります。

この公文書館の活動におきましてはさまざまな法律があります。スイスにおきましても1925年にジュネーブ州は公文書に関する法律を作ったということで、非常に早い時代から法制化がされておりました。しかし、実際の公文書館が開設されたのは86年という形になっております。

いずれにしても法律、規制、規則をつくり、またそれを見直していくことが必要になっております。また、情報の自由に関する法律が2001年に制定されました。文書へのアクセスを規定している法律であります。そのような法律の枠組みの中で私どもは活動しているわけであります。

さて、文書管理のライフサイクルの中で公文書というと最終段階になるわけです。しかし、そのライフサイクルの中間にある現用・半現用の文書の管理・コントロールに関して私どもも参画しております。どのような方針で文書を管理していくか。また、どのようなインストゥルメントを使っていくのかということに関しても私どもは助言しております。そして、実際に市の行政で現用として使っている文書の管理につきましても助言をしていく、また関与していくという役割が非常に重要と考えるわけでありまして、そのためにもさまざまなコーディネーター間の連携が不可欠になるわけでありまして。

行政の各部署における文書担当者との協力も不可欠になるでしょう。また、文書をどのような形で取り扱っていくのか。そして、どのような形で保存していくのか。保存のニーズはどうなっているのか。また、保存のスケジュールをどうするか。これも私どもの協力の下に作成してまいります。また、その文書の移管の問題があります。

この一連の公文書を扱う人々、コーディネーターに対してはトレーニングを行っております。コーディネーターが新しく選任されますと、その新任者に対して基礎トレーニングを提供します。また、すべてのネットワークの当事者、アーキビストに対して、文書管理

の当事者は100名に及ぶわけですが、どのような保存管理をするのか、また法制に関して非常に細分化されたトレーニングを1年に2回開催しております。また、何か新しい案件が出たときには、それをトピックとしてトレーニングを行います。

2年前に調査を行いました。どのようなトレーニングが必要であるかというアンケートを行いまして、その回答をスライドの右側に示しております。特に電子記録に関してどのように管理したらいいのかわりたいということがナンバーワンの要請でした。また、何を保存して、どのような文書を処分したらいいか。これは保存のスケジュールとも絡み合わせてトレーニングを行うことができます。

さまざまな要求が出てまいりました。さまざまな問い合わせも行政側の文書管理の責任者から寄せられております。それらの質問に対しても私どもは適宜答えていきたいと考えています。また、インターネットも活用しております。例えば、どのような法令があるのか。または実証例について、文書を探すということに関しましてはイントラネットのサイトの中で担当者は検索することができます。

そのようなことは行政の当事者にとって非常に重要であります。また、公文書館ではどのような活動をしているのかということを市の公務員に対してニューズペーパーの形式で出しております。どのような公文書館の活動であるか、どのように活用することができるかという情報をニューズペーパーの形で出しております。

さて、アーカイブズのコレクションであります。非常に典型的なものでありまして、ことさら目新しいものはございませんが、公的な公文書があります。また、市の合併などがございましたので、過去のジュネーブ市ではなかった市の公文書も私どもの公文書館のほうに入っております。また、民間文書もコレクションの中に入っております。

ジュネーブ市においても歴史学者がさまざまな調査・研究をするときにどのような文書があるかということがわからないときに、どのような文書があるかということ私どもも統計的に見ていかなければいけませんし、どのような問い合わせがあるかということの分析もしてまいります。誕生、死亡、結婚に関する情報についても問い合わせがあります。または、家系図を作成するとか、いろいろな調査をするという歴史学者が公文書館に問い合わせることがよくあります。

96年にそのような問い合わせ、照会がピークになりました。実際、95年に大々的な展示会を行いまして、それによりましてマスコミの注目を浴びました。それに関連した会議なども行いましたので、人々が公文書館に対して関心を持ち、公文書館に足を運ぶ、また問い合わせるといったことが増えたのは1996年でした。

また、大学との結びつきも非常に強いものがございます。年間を通じてさまざまな情報を求めて学生が訪れてまいります。人脈もあるわけです。そして、また公文書に対してのセミナーを市の公文書館で開催しております。大学から来た人々が私どもの公文書に関して問い合わせをするときに適切に答えることができるようにしております。

また、どのような問い合わせがEメールや書簡、実際の訪問または電話で寄せられているかというのを見ております。一般の人々から来ているものはどういうものか、市行政からはどうなのかということを見ております。

市の公文書館でありますので十分な資金があるわけではありません。ですから、十分な広報活動を行うことができない。また、本を発行することはできません。ガイドブックのような小さなものはありますが、これも印刷するというよりもコピーで作るようなものです。ジュネーブ市はそれほど貧しい市ではありませんが、公文書館または公文書の活動に対して割く予算はないようです。これは皆さんもよくお聞きのことではないかと思えます。

私も公文書館における活動は、情報の収集、管理、閲覧に特化しておりまして、広報活動はほとんど脇に押しやられておりました。しかし、残念ながらそのような広報活動をせず公文書館の役割を十分周知させなかったことは戦略的な失敗ではないかと思うわけです。この広報活動、また認知度を高めるにはさらに調査・研究が必要でしょうし、見直しも必要でしょう。

情報の開示、提供に関してはインターネットにウェブサイトを持っております。もちろん人数は限られておりますので、ウェブサイトをスタッフが行うということはなかなかうまくいきません。しかしながら、例えば学生または兵役に就かなかった人々が市の活動に参加するということがなされていますので、そのような人々を使いましてインターネット、ホームページの管理をしております。

これが一つのウェブサイトの例でありまして、どのような文献があるかということを開示しております。PDF、エクセル、EMDなどのフォーマットを使って文書についての情報を提供しています。

95年に先ほど申し上げたような展示会を行いました。これは企業の公文書を開示したものであります。企業公文書に関してはそれまでほとんど関心がなかったわけですが、ジュネーブ市はさまざまな企業活動がなされ、また世界的に有名な企業が本拠地を持っている街であるということで、そのような企業活動の文書が埋もれているのは非常に残念であると考えました。

このセシュロン社は19世紀から20世紀初頭、世界的に著名な企業でありました。鉄道車両、電力などに関してのさまざまな発明、製品を世界的に出した企業であります。その企業の回顧展を95年に行いました。それが人々の関心を公文書、また民間の公文書に寄せられたわけです。

市民に対して1年に5回、30ページほどの小冊子を出しております。ジュネーブの全市民に対して配っているものです。毎回スペースがありまして、そこに公文書館の情報を出すことができます。市が市民に対して年に5回発行する小冊子の中に公文書館のページが1ページ設けられております。それは非常に有効です。

プロジェクトであります。デジタルアーカイブというプロジェクトを行っております。

紙媒体からデジタル化します。そういうことをやって数年たちます。数年後にそれがさらに推進するでしょう。しかし、収集し、管理をデジタル化した形で行うのはなかなか大変です。市のIT部門と協力してインフラを整えていき、必要な文書をどのような形で管理するかということを詰めていかななくてはなりません。また、文書のデジタル化をさらに進めていきます。例えば、遠隔地においてもデジタル化された文書により、やりとりが簡単になるでしょう。また、新しい保管庫、新規の建物、そしてリポジトリを建築したいと思っております。

また、ソフトウェアのアプリケーションの開発も行っていきたいと思っております。すでにいろいろな情報をウェブサイト上で開示しているわけですが、それ以外にもIDAでの記述、アプリケーションソフトウェアをさらに強化していきたいと思っております。

また、口頭伝承も行っていきたいと思えます。つまり、19世紀以降からのさまざまな伝承は文書の形でも残されておりますし、いろいろオーラル・ヒストリーもあります。そういうものを書き写していかなければいけないと思っております。

また、媒体に関してはビデオというのはなかなかもろいものです。3000巻のビデオが現在保管されておりますが、これをどのような形で保存していったらいいか。たぶん取捨選択しなければいけないということもあるでしょう。また、いろいろな課題もございます。何も目新しいものではないと思えます。また、非常に高い理念の下に行われているチャレンジではありません。

私たちがしなくてはいけないのは情報の保存であります。そのためにも手順を徹底して市の行政の中で行うことにより情報の管理をより円滑に、効果的に行うことができるでしょう。情報過多の時代でありますから、どの情報を残していかなければいけないかということを考えていかななくてはいけないわけでありまして。そして、市民のニーズにも寄与していかなければいけないわけです。文書へのアクセスに関しては、より多くの人々がアーカイブに接することができるようにしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、いま私たちは何をしているのか。そして、どのようなところからスタートしてここまで至ったのかということをおこなった街の公文書館を例にとりご説明させていただきました。もちろん地方当局、また市の意向はそれぞれ違ってくるでしょう。しかし、またスイスと同じような意向はあると思えます。新しいプログラムを導入する。そして、またアーカイブの保存・管理をしていく。そして、また市の行政と協力することによりまして、市行政の情報管理にもかかわっていくということで、自分たちでもそのような問題を抱えている、また知りたいというお問い合わせがありましたら、ぜひとも私のほうにお問い合わせいただければと思っております。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

報告者紹介

ディディエ・グランジェ氏 Didier Grange

(ジュネーブ市立公文書館長、ICAの第二副会長)

ジュネーブ大学で歴史学および古典考古学の修士号を取得。1995年にジュネーブ市立公文書館長に就任、現在に至る。古文書学に関する著作多数。ローザンヌ、ベルン、ジュネーブ等の大学において教鞭をとり、スイス国内のアーキビスト養成に貢献している。



記録管理の総合的なアプローチ

- アーカイブズ管理業務の健全な基盤 ボツワナの事例 -

ボツワナ国立公文書記録局長 ヘレボギル・ハビ

1. はじめに：

ボツワナ国立公文書記録局は1967年に創立し、「ボツワナ国立公文書館法 (the Botswana National Archives Act)」によって1978年に正式に設置されました。同局は創立当時、永続的価値のある記録の管理という、アーカイブズ管理の権能を有する唯一の機関でした。

ボツワナ国立公文書記録局は1995年より、記録管理の総合的なアプローチ（記録のライフサイクル全体を対象とするアプローチ）の実施に着手しました。このアプローチは、1992年に事務次官から局長に発行された指令に従ったもので、これによって当局は、記録の作成から、利用、修復、廃棄を通じた管理の権能を付与されました。当局は、創立当初から非現用（non-current）記録の管理を任されてきましたが、これに現用（及び中間）記録の管理任務が追加されたことにより、「ボツワナ国立公文書館局 (the Department from Botswana National Archives)」から、「ボツワナ国立公文書記録局 (Botswana National Archives and Records Services, BNARS)」へと改称することになりました。



2. 記録管理の総合化の理論的根拠：

この記録管理の総合化以前、省庁局の現用記録は、各機関が独自の登録方式に従って管理し、記録管理の責任は各機関にありました。職員の雇用、研修、及び職員に適切な記録管理サービスの提供を確保する義務もまた、各機関にありました。総合化後の新配置においては、国立公文書館がこれらの任務を受けることになり、館の行政上の責任が拡大されました。

総合化の実施以前は、行政の公的部門は不十分な記録提供サービスによって、生産性に影響が出ることに悩まされていました。当時生じていた問題には下記のようなものがあります：

- 1) 記録のファイリングの不備；
- 2) 記録検索・特定の遅延 - 記録の検索・特定が時間通りに行われぬ。また多くの場合、記録自体が喪失する；
- 3) 上記の状況を悪化させる、技術的に未熟な管理担当者；
- 4) 省庁間、各局間の記録管理方法の不統一

こうした問題から、あらゆる組織に対応する形で構成され、目的達成に向けて継続的に実行されるような記録管理プログラムの必要性が明らかになりました。

記録の管理が適切であれば、情報の回収が容易になり、タイミング良く素早い決断を下すことが可能になります。これは、アカウントビリティと透明性の確保において、あらゆる組織にとって重要な要素です。

3. 総合化の適用

上記の問題点の他、総合的アプローチが達成を試みていたことに、非現用段階（アーカイブズ）の健全な記録管理の基盤の提供があります。総合的アプローチを適用すれば、記録の作成元機関で使われていた順番や分類に従った、評価、整理、配置、及び分類が可能になります。

本報告は、国立公文書館が記録の作成段階から関与・管理することによって、アーカイブズの行政機能がどのように改善されるかということに焦点をあてています。

3.1 職員に関する問題

職員の転任：各省庁局での文書受付（Registries）文書管理担当（Records Officer）者をボツワナ国立公文書館に編入し、雇用と研修に必要なロジスティックが全て整備された時点で、ボツワナ国立公文書記録局は全政府部門に対し、適切な規範の供給義務を有します。同時に当局は、政府局の目的に向けた通常業務を援助するべく、適切な記録管理システム、手順、及びツールの開発と実施の援助と指導を提供する役割も担っています。

サービスの計画：国立公文書館は文書管理担当者が実際に転任する以前に、文書管理担当者のためのサービスの基本構想の開発に取り組んでいました。サービスの計画は、異なる場面での管理担当者の責任を概略し、また、管理担当者のキャリア及び方向性を規定して

います。

研修：新たな任務を得てから当局が直面した最も困難な課題は、記録サービスの提供に責任を持つ文書管理担当者の、サービス提供能力を確保することでした。殆どの管理担当者が記録管理に関して非常に限られた技術しか持っていないという状況の中、これは明らかに大変な仕事でした。さらに悪いことに担当者の殆どが高等教育を受けていませんでした。生産性を高めるツールとしての記録管理サービスの重要性を認識するために、政府は、文書管理担当者に必要な技術を身につけさせるためのイニシアティブを取る以外の選択肢はなかったのです。担当者は研修から読み書きの訓練を受け、記録の主旨を理解し、それによって選別を行いながら、ファイリングをする技術を習得します。

研修プログラムは、文書管理担当者の要望に応えられるよう、いくつかの段階にわけて着手され、6ヶ月の基本コース、資格取得の1年間のコース、及び、アーカイブズ及び記録管理学位取得のための2年間のコースが設置されています。6ヶ月コースは、アーカイブズに初めて接触する人々や、アーカイブズや記録管理の業務に正式に携わったことがない人々を対象にしています。記録管理資格取得の1年コースは、この分野で基本的訓練等の経験がある人々に向けたもので、1995年よりボツワナ大学で開始されました。2年の学位コースは、資格取得コースを修了した人が対象となります。

しかしながら、これらのイニシアティブによって全ての要求が満たされているわけではなく、サービス提供には改善の余地がまだいくらか残されています。

記録管理者：公務の構造と機能が拡大するにつれ、記録の件名（題材）、量、複雑さの度合いは、過去数年に比べても増加傾向にあります。この状況に対応するために当局は大学院生の起用を決定しました。大学院生は記録管理者としての専門的な研修を受け、国立公文書館の本部でアシスタントとして勤務します。記録管理者は、記録管理サービスを全ての政府省庁に供給することをその任務とし、そのために記録管理者は様々な省庁に出向します。この開発成果は2000年を以て実行に移され、その年は5人の記録管理者が採用されました。

これまでのところ、公共部門14省のうち、記録管理者を持たないのは3省のみで、それらは現在でも国立公文書館本部の援助と指導に依存しています。省庁の記録管理者は、日常の専門的記録管理サービスを提供し、援助の必要が生じた場合に、ボツワナ国立公文書記録局との緊密な連携を取っています。

3.2 記録管理

政府省庁や局への専門的指示や援助の提供に関しては、下記の事柄が着手され、継続的に実行されています。

- (1) **意識向上ミーティング** (Awareness raising meetings) : 上級管理職や、記録の利用者に対する、適切な記録管理の役割と重要性についてのミーティング。各機関の要望に応じて、ワークショップやセミナーも定期的を開催しています。
- (2) **ファイル分類体系開発** (Development of File Classification Schemes) : 記録の論理的秩序に基づいた整理のためのファイルの分類体系を開発します。これによって国立公文書館に記録が移管されるまでに体系的な整理が終了します。結果的に記録文書は作成元機関において予備選別を経ることになり、後の選別や処理作業が軽減されます。
- (3) **予備選別** (Primary appraisal) : 予備選別は、記録の作成元である全ての機関で行われます。予備選別が記録作成機関で行われれば、国立公文書館で行われる査定の第二段階が容易になります。
- (4) **資料保存** (Preservation) : 記録の現用段階での予防的保存 (Preventive Preservation) を奨励しています。日常の扱いや保存において、劣化の予防に必要な手入れが行われなければなりません。その結果、記録は大変に良い状態に保たれ、破損と劣化の危険性が回避されます。これによって、国立公文書館に移管される段階でも、記録の状態が良好に保たれています。

3.3 アーカイブズ管理業務

検索ツール (Finding Aids)

検索ツールとして開発段階を終えたものには、「カタログ」、「リスト」、「一般ガイド」、「受け入れ台帳 (Accession Register)」、「収蔵場所記録書 (Repository Location Register)」があります。「カタログ」、「一般ガイド」、「受け入れ台帳」は、国立公文書館に所蔵されている記録をシリーズごと、又はグループごとに分類して作成されています。印刷物、オーラル・ヒストリーのテープ、マイクロフィルムや写真形式、及び他の形式で保存されている資料で、一般利用者に公開可能なものは全て、この検索ツールに入力されています。

『ボツワナ国立公文書記録局ガイド (The Guide to the Archives of the Botswana National Archives and Records Services)』は、1885年から1965年までの記録 (国立公文書館所蔵の最古の記録から、独立前の記録) を網羅しており、現在1966年 (独立年) から1995年の記録分の更新を行っています。この作業はボツワナ大学図書館情報学学部 (アーカイブズ学科) の援助のもと行われています。

私立のアーカイブズに対しては、プログラムの一環として別のガイドが開発されていません。

結論：

上述の点から、記録管理の総合化が、アーカイブズ管理業務をどのように改善するかが明らかになったかと思えます。ボツワナ国立公文書館は、この総合的アプローチの実施を通じ、記録管理に投資することが最終的に自らのアーカイブズの管理を改善することになることに気づきました。

記録管理の総合的アプローチはエキサイティングで充実した経験をもたらしてくれました。ただこのアプローチを試みるに際し一つ注意しなければならないのは、人的資源、行政及び研修全ての手配におけるニーズが、実施前にあらかじめ見込まれていなければならないという点です。さもないと、このアプローチ自体手に負えないものとなり、専門的なニーズに照準を合わせて取り組む余裕が無くなってしまおうでしょう。

他の東アフリカや南アフリカ地域の国々とは異なり、ボツワナは、アーカイブズを現用記録と統合して完全な総合管理をしている唯一の国です。現在3つの国が、我国の基準を以って自国のシステム査定し、そのうち2つの国は、ボツワナと同じ経路で改善策を実行することを予定しています。

講演者紹介

ヘレボギル・ハビ氏 Kelebogile Kgabi

(ボツワナ国立公文書記録局長、ICA東及び南アフリカ地域代表)

ボツワナ・スワジランド大学で社会学・歴史学を学び、卒業後1982年に国立公文書館に就職。1983～1984年、インド国立公文書館附属文書館学校に学びアーカイブズ学修了資格を取得。1988年いったん公文書館を離れて衛生管理開発担当官となり、1991年に米国ボストン大学大学院で公衆衛生学修士号を取得1995年にボツワナ国立公文書記録局長に指名され、現在に至る。



太平洋島嶼国の公文書館

- 直面する課題 -

フィジー国立公文書館長 セタレキ・タレ

はじめに

太平洋に点在する島々の集合体は、さまざまな名称を持っています。その一つが「オセアニア（大洋州）」で、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシア、オーストラリア、ニュージーランドが含まれます。この語は現在、国連をはじめとする多くの国際機関に使用され、また多くの政府が外交上この名称を用いています。こうした場合「オセアニア」とは、「南米」や「中東」、あるいは「サハラ以南のアフリカ」といった名称と同様に、ある「地域」を指し示しています。

太平洋の島々を示す語は他に、「環太平洋地域（Pacific Rim）」、「太平洋海盆（Pacific Basin）」などがあります。これらの名称には、太平洋に沿岸を接している国々、群島及び、太平洋内に所在する地域などが含まれます。「太平洋海盆」は他の意味合いがあり、マレーシア、シンガポール、日本など、定義によっては太平洋地域に入る国々が含まれる場合があります。

定義はともかくとして、アジアとアメリカの間に広がる巨大な青に浮かぶ小さな点の集まりを、私はここで「太平洋島嶼国」と呼び、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、そして当然日本はこれに含まれないものとします。太平洋の島々は、「中央メラネシア（パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ）」、「ポリネシア（サモア、トンガ、ニウエ、トケラウ、その他）」、「ミクロネシア（北太平洋の諸島）」及び「メラネシア周辺部（ニューカレドニア、フィジー）」の4つに大別することができます。これらの国では、他の国々との交流に関する制約の度合いは異なります。ある国の人々には太平洋内の他の国やそれ以外の地域に頻繁に出入りする自由がありますが、他の地域、例えばトケラウ諸島やナウル共和国といった国では、人々の移動は非常に制限されています。こうした孤立や疎外は、太平洋地域における開発、あるいは未開発の決定要因であるといえましょう。

1. 背景

本報告では、太平洋島嶼国の公文書館の状況、問題や要求、これらの公文書館が取り組まなければならない脅威、課題などを報告します。

最初にお断りしておきますが、この報告は主に1990年代終盤から2000年代はじめにかけて多数発行された「太平洋島嶼国の情報ニーズ」に関するユネスコ・レポートを参照しています。このレポートは、数年計画の「ニーズ分析」や「統計調査」に度々取り上げられるもので、最新版は昨年PARBICAのものになります。私はPARBICAの代表としてICAの執行委員会にも名を連ねているのです。

PARBICAをご存じでしょうか。PARBICAは1981年に組織されたICAの地域支部で、正式名称を国際公文書館会議太平洋地域支部 (the Pacific Regional Branch International Council on Archives, PARBICA) といいます。この機関は、太平洋地域内の公文書館または記録管理の領域に携わる政府機関、非政府機関や個人で構成され、それらを代表しています。ICAの13ある地域支部の一つとして設立され、世界的記憶を向上させ、文化的多様性を尊重しつつコミュニケーションを促進する、というICAの使命を太平洋地域において支え、また、促進することを目指しています。

2. 太平洋島嶼の公文書館の現状

2.1 概要

多くの発展途上国にとってアーカイブズとは耳慣れない言葉で、そのためアーカイブズに関する専門職はほとんど知られていません。このことはおそらく、「アーカイビング」という語が、書面記録 (written documentation) のような「公式の記録を作成すること (formal recording)」と同義だという誤解から生まれているのでしょう。

書面記録という概念が太平洋島嶼国に導入されたのは近代文明と同様、近年のことです。ほとんどの太平洋島嶼国では、最初の記録が作成されたのは19世紀半ばになってからのことです。他方日本では、国立公文書館に現存する最古の記録は紀元908年のものだそうですし、国によってはさらに古い記録が残っているところもあるでしょう。アーキビストやアーカイブズ機関の多くが、いまや豪華なジェット旅客機の時代にいる傍らで、われわれが未だに舷外浮材付きのカヌーを操り、巨大な青い海の中で、変わりやすい海流に方向を見失いながら奮闘しているとしても、それはやむを得ないことなのです。

公式に認可された記録管理システムがなくても、わたしたちのような共同体には文明社会のずっと以前から、口頭伝承（oral archiving）という非常に効果的なシステムがあり、歴史の試練に耐えて、知識を伝達し、われわれの文化や伝統を何世代、何世紀にもわたり、引き継いで来ました。

それは別にして、公的アーカイブ化に関連する太平洋地域の現状に目を向けてみましょう。

変化は不可避のものです。新しい法律体制では証拠書類に重点が置かれ、伝統的な法が認められなくなり、伝統的なシステムは近代的な変化へ適応することを求められています。伝統的なアーカイビングから近代的なアーカイビングへの移行が求められているのです。

何故アーカイブズなのか

この質問に答えるには、具体的な事例をお話するのが良いでしょう。太平洋地域のアーカイブズの論理的根拠について、私にとって最も身近なフィジーの例をお話します。

フィジーにおいて、アーカイブズという概念は1920年代にオーストラリアのアデレード大学のある歴史学の教授によって最初にもたらされました。この研究者は「フィジー政府の発展」に関する調査を行っていた人物です。

この研究者は、調査の過程で公的記録の閲覧をしようとした。当時記録は、スバの庁舎の地下に保管されており、未整理で、記述もカタログ化もされずに放置されていたのです。彼は当時の保管室について「設備はひどく、換気も悪い。そして資料は天井まで積み上げられている」と述べています。

彼は、学究の徒として、公的記録の安全性を管理し、保障する機関を設立すること、後

¹ 訳注：西太平洋高等弁務官は、枢密院令（Order in Council）によって1877年に創設され、南西太平洋に在住する英国国民を、他のどの公的植民地支配権による管理も免れ、英国の権限の及ぶものとして主張したものである。この機関は設立から75年間フィジーに所在し、「フィジー高等弁務官及び総督（High Commissioner and Governor of Fiji）」と結合した。1884年から85年のベルリン会議に続き、1893年の枢密院令は高等弁務官に執行及び立法上の権限を与え、その権限を英国領に限定した。1900年には、その管轄圏は、ソロモン諸島、ギルバート・エリス諸島、ヘブリディーズ諸島、トンガ、ピトケアン島に及んだ。

(<http://www.vanuatu.usp.ac.fj/library/Paclaw/WesternPacific/Background.html>)

の世代のために記録を確保することを強く求める意見書を、フィジー政府に提出しました。

しかしながら、フィジー中央公文書館（現在のフィジー国立公文書館）が、フィジー政府と、フィジーに拠点がおかれた西太平洋高等弁務官（Western Pacific High Commission）との共同保管施設として実際に創立されたのは、1954年になってからのことです。

このオーストラリア人教授が提示したように、国立公文書館の主な責任とは、「公的記録とフィジーのアーカイブ遺産を保護すること」であり、また「その利用を国民や市民一般に保障すること」にあります。

法制化

太平洋の多くの国々で公文書館法が早期に制定されたということは興味深い事実です。しかし世界は刻々と変化しており、常に進化し続ける記録や、記録フォーマット、より広い社会の中での公文書館の位置や役割の変化といった事柄に対応するための、十分な法律改正が行われていないのです。その例の一つが、1957年のニュージーランド国立公文書館法に基づく、クック諸島、フィジー、キリバス共和国、ニウエの法律です。もともとなったニュージーランドの公文書館法は改正されたにもかかわらず、太平洋島嶼国において改正は行われていません。さらに、これらの法律は往々にして記録のライフサイクルの最終段階を対象とするに留まり、現用または中間記録に関してはほぼ何の配慮もない状態です。さらに技術の急速な進歩とそれにとまなう資料公開ツールの拡大により、こうした法律はますます効果が薄れつつあります。

しかし悪いニュースばかりではありません。太平洋島嶼国のいくつかでは、法律が見直され、グローバルな発展の速度に同調しようという試みが見られています。

資金

太平洋島嶼国における公文書館の資金は非常に限られており、資源も不十分なものです。財源の少なさは制約で有り続けて来ましたが、太平洋地域のアーキビストがこの課題に対して何らかの対処と努力を行わない限り、今後もこのような制約は問題になり続けるでしょう。この問題には単純な原因があります。権威の多くがアーカイブズの重要性を忘れがちで、アーカイブズは優先順位が最も低い政府業務として位置づけられているからです。しかしこれはわれわれアーキビスト自身の責任でもあります。自分たちの活動を精力的に

促進し、的確な情報の普及、良好なガバナンス、政府または我々が属している組織の戦略的優先事項と、適切な記録管理の関連性を明確にすべきだったのです。

職員及び研修

太平洋におけるアーカイブズの職員数は、1人のところもあれば、比較的大きなところでも20人ほどにすぎません。アーカイブズで働く職員の多くは正規の教育を受けていません。しかしアーカイブズ組織に長く勤務し、仕事を学んだ人々は、非常に有能な記録管理者に成長します。技術の発達を最大限に利用し、情報社会におけるアーカイブズの位置を向上させるには、優れた基盤、専門的訓練、技能向上、再訓練が必要とされます。しかし研修の機会はほとんどありません。従ってわれわれの課題とは常に、研修のためのスポンサーを確保することにあります。経験によれば、研修のために支給される奨学金は、経済開発、教育、衛生といった分野に優先的に与えられます。ですから、外部組織から研修援助を得る機会を得るためには、常に注意していなければなりません。もう一つの課題とは一層深刻なものです。太平洋島嶼国のアーカイブズにみられる傾向として、職員が研修を終えるや否や、「より良い環境」を求めて退職してしまうということがあります。アーカイブズの専門的研修のために派遣された職員でさえ、研修を終えるとより待遇の良い仕事を求めて就職活動を始めます。研修修了の公的な資格を、外国へ移住するための「チケット」にする人々もいるくらいです。

ICT及びインターネット接続

ここ数年で、情報コミュニケーション技術(ICT)は太平洋地域で広く普及し、学校や高等教育、政府、プライベートセクターなどの機関でコンピューターが利用されるようになりました。

このICT革命は、アーキビストと記録管理者に、新しい課題を提示しました。ICT利用の増加により記録管理は一層分散し、熟練したマニュアルシステムはほとんど用を為さず、人々はコンピューター上に自分の王国を築き、他人が入り込めない私的な記録管理システムを構築することができるようになったのです。

インターネット接続の問題は、太平洋地域のアーカイブズ組織の間で、今後も引き続き問題になるでしょう。しかしこれはアーカイブズ組織に限ったことではありません。インターネットアクセスのある公文書館は非常に限られており、またある場合でも接続は相当制限されたもので、費用も大変かかります。なぜなら、ほとんどの場合、プロバイダーへ

の接続はダイヤルアップで、WWWにアクセスするまでにかかなりの時間がかかる上に、コストもかさむため、たいへん割高だからです。この費用の問題により、情報伝達には通常の郵便が利用される状態が続いています。ボタンを押すだけで情報が得られる現代、状況の改善が求められています。

問題点・ニーズ・懸念・課題

問題点

太平洋島嶼国のアーカイブズ組織が直面している問題は明らかに、同類の組織で世界的に共有されるものです。特に、多くの発展途上国でこうした問題は頻繁にみられる事態であるといえます。共有される問題には下記のようなものがあります。

- 意思決定組織におけるアーカイブズへの理解の欠如
- 経営面での援助不足
- 限られた資金源
- アーカイブズに対する否定的雰囲気蔓延
- 無自覚
- 訓練されていない職員
- IT機器及びインターネットアクセスの不十分
- 国内外におけるコミュニケーション経路の不確かさ、あるいはその不足
- 法外なインターネット接続料金
- 専門化した正式な研修の欠如
- 研修後の職員の退職傾向

ニーズ

太平洋島嶼国のアーカイブズでは非常に多くの事柄が必要とされています。その中でも、近年表面化してきた比較的一般的なものをお伝えします。下記のような必要性は、太平洋島嶼国だけではなく多くの発展途上国に共有されるものです。

- 国策及び法律化
- 市民及び意思決定組織による政策提言プログラム
- 政府からの支援

研修済、有資格の献身的な職員
利用しやすい研修
職員水準の向上
アーカイブズ用ITインフラ
情報共有容量の増加
国家及び地域レベルでの協力に基づいたプログラム

懸念事項

アジアで起きた津波は広く報道されました。津波の影響は想像を絶するものだったのです。太平洋島嶼国は近年、これほどの自然災害に見舞われたことがなく、一昨年の津波が起こるまで、過去最大の災害は1959年にフィジーを襲った津波でした。今でもトロピカル・サイクロンや津波によってアーカイブズや人命が危険に晒されています。ヤップ州とニウエ島のアーカイブズ施設はサイクロンの影響で壊滅的なダメージを受けました。地震の頻度も高まり、その分野の権威によると、フィジーでは遅かれ早かれ大規模な地震が発生するおそれがあり、早急に対策が練られなければなりません。また、当然のことながら、地球温暖化の影響も小さな島国にとっては無視できません。

課題

フィジーのスパ地区でアーカイブズワークショップが行われた際、サウス・パシフィック大学のエスター・ウィリアムス博士が述べた見解は、太平洋のアーキビストが今日抱える課題を要約していると言えるでしょう。博士が執筆したユネスコ・レポートは、彼女がユネスコのために実施した研究で発見した重要なメッセージを含んでいます。「まず、太平洋島嶼国では、良い情報の役割、効力、影響に対する意識がまだ低く、意思決定機関と太平洋島嶼国の指導者たちは、良好なガバナンスとアカウンタビリティと、効率的な記録管理を関連づけることが出来ないのです。次に、意思決定機関と指導者の多くが、情報部門の問題に自覚的ではありません。最後に、アーカイブズを含む情報部門がさらなる発展を遂げるために、訓練を受けた人材が緊急に必要とされています。」

PARBICAは、地方におけるアーカイブズ提唱の重要性をはじめ、様々な課題や、研修や技術の向上が、専門性の発展に不可欠であるということを確認しています。

昨年スパで開催されたPARBICA会議では次のようなことが決議され、会員の合意を得

ました。太平洋島嶼国の指導者に記録管理を良好なガバナンスの主要要素として認識するよう促すこと、また、太平洋地域の政府に、透明で、説明責任を全うし、効果的な統治を支援するものとして、そして情報関係法律やICT政策へのアクセスを発展させるためのものとして記録管理戦略を構築することが提唱されたのです。

研修の重要性はいくら強調してもしすぎることはなく、PARBICAはこれからも太平洋地域のアーキビストや記録技術者が、適切で、手頃な研修プログラムへアクセスできるような手段に投資を続けていきます。

太平洋島嶼国のアーカイブが抱える問題とニーズは膨大なものですが、PARBICA、そして私個人は、認識と研修の問題が解決されれば、他の問題も全て、パズルが完成するように解決されるだろうという望みをもっています。

結論

われわれの住む地域、そして多くの発展途上国の見通しは明るいとはいえません。しかし時には明るい光も見えます。電子政府プログラム、公共部門の改善、市民社会からの、良好なガバナンスに対する期待、迫り来る情報自由法の導入、調査研究におけるアーカイブズ資料の需要の高まりなどは、数ある発展のなかでもとりわけ、政府や社会の中で、アーカイブズを肯定的に印象づける機会を与えてくれます。こうした機会はアーカイブズに対する見直しを促し、戦略、議論を発展させ、アーカイブズと記録管理一般に関連する共通課題を解決するよう、われわれを鼓舞するものです。トンネルの先には、明かりが見えています。

主要参考文献

1. UNESCO, Digital Community Services: Pacific Libraries and Archives, Future Prospects and responsibilities, a Report, 2002.
2. William, E. B., Information Needs in the Pacific Islands: Needs Assessment for Libraries, Archives, Audio Visual Collection and ICT Development in the Pacific Islands, A Report Prepared for UNESCO, Samoa, 1998.
3. Workshop Report SEAPAVAA/ UNESCO, Suva, Fiji 18-23 November, 2001.
4. <http://www.archivent.gov.au/PARBICA/parbica10.html>.

講演者紹介

セタレキ・タレ氏 Setareki Tale

(フィジー国立公文書館長、ICA太平洋地域支部PARBICA代表)

1986年にフィジー国立公文書館に入る。その後、オーストラリアのニューサウスウェールズ大学大学院に学び、1997年に情報管理学の修士号を取得。1999年にフィジー国立公文書館長となり、太平洋地域の公文書館の発展に努める。また、IFTA（国際テレビ・アーカイブ機構）の研修委員会を務め、2004年にはフィジーにおいてテレビ番組の保存に関するワークショップを開催した。



国立公文書館 過去と未来の架け橋

国際公文書館会議 事務総長 ジョアン・ヴァン・アルバダ

日本の国立公文書館の菊池館長からこのセミナーに講演者としてお招きいただき、非常に光栄に存じます。

菊池館長、私は今回の館長のお招きを光栄に思っております。菊池館長はICA（国際公文書館会議）の第一副会長として、また世界中のアーキビストが参集するICAの年次会合である国際公文書館円卓会議（CITRA）の議長として、重要な役割を果たされておいでです。こうしてご招待いただき、皆様方からのおもてなしと、かけがえのない友情を再びお示しいただき嬉しく思います。

机の前でこの草稿を準備しながら、まだ十分に考察していない課題や提案事項がいくつもあることに私は気づきました。またこのテーマの大きさと、関連する未知の領域の多さに圧倒されるような気持ちにもなりました。しかし皆様に失望させることのないよう、また情報化社会の中で従来のアーカイブズが自らを変革してゆく方法と選択肢について熟考するために最善を尽くしたいと思います。

私の講演では、アーカイブズが今後も社会の中で重要な役割を担い続けるであろうこと、しかしながら、アーカイブズがその存在を過去と未来の架け橋として、そして専門的なアーカイブズ管理というものが、人類の持つ権利の一つとして認識され、適正かつ実証的なガバナンス実現の鍵となるためには、マーケティング戦略を変える必要があることを説明したいと思います。そしてもちろん、私たちの権利や義務、資格に関するデータ、個人としての私たちや社会の一員としての私たちに関するデータの公正かつ半永久的な管理についてもお話しします。つまりアーカイブズは、私たち個人個人の記憶が自分自身にとって不可欠であるように、社会にとっても不可欠な記憶の保管庫として位置づけられることとなります。

付け加えますと、アーカイブズの役割を的確にアピールするには、私たちは専門職として、また専門家として、自らの強みと弱点について、それも国際的な状況の中で議論しな

くではありません。アーカイブズは、地域もしくは国レベルでの関心事項でしかないように考えられることが少なくありません。しかし現在アーカイブズは劇的な変化の最中にあり、近い将来、いつどこからでも、誰もが参照できる資料となるでしょう。我々の産業も、我々の経済も、市民も、世界中で様々な責任を担っています。手法や規格も国際化が進められていますし、いずれは私たちの専門的な議論が国際的な議論に取り入れられ、それらから利益を得るようになるでしょう。

そこで是非、次の国際公文書館大会の日付を手帳に記しておいてください。2008年7月21日から28日までです。マレーシアのクアラルンプールで、マレーシア国立公文書館の主催で開かれます。大会は、意見や議論を継続し、見識を深めるための絶好の機会となります。

話を進める前に、私たちそれぞれの立脚点を比較して、アーカイブズという皆様の概念が、私の意見を正しく理解していただくのに十分共通したものであるかどうかを確認したいと思います。

私たちは、「アーカイブズ」という語を、文脈に応じてアーカイブ文書や、文書館の建物、文書館サービスといったいろいろな意味として自由に使用しています。文書館の建物や文書館サービスは、世界のどこでもほぼ似通っているでしょうが、アーカイブズという概念は、とくに国際会議の場では多様な意味を持ちます。「アーカイブズ」が歴史的資料のみを指す文化もあれば、アーカイブ文書とすべての年代の記録全体を指す文化もあります。また口承の伝統をアーカイブズに含める文化もあれば、それらを除外する文化もあります。そこでアーカイブズについて議論する前に、話し手がこの語を使う際に何を意味しているのか明らかにする必要があります。

残念ながら、私は皆様の国のアーカイブ文書という概念に詳しくありません。ただしこうしたアーカイブ文書を作成し、保存する手順が似通っていることには確信があります。

文書、つまり私たちに馴染みのある紙の文書にはライフサイクルがあり、誕生から死、もしくはアーカイブズとしての永遠の生命へと移り変わる、というのが従来考え方です。つまり文書は、デザインから作成、現用文書としての使用、半現用文書としての使用を経て、アーカイブズにおける恒久的保存もしくは破棄へと移行していくのです。

電子記録が大々的に導入された場合、すなわち「電子政府」が導入された場合、このような体制が存続できるのか、疑問に思っている人々もいます。電子政府にはこうした電子

的なデータへのアクセスとデータ保管に関する別のアプローチが必要である、というのが彼らの意見です。

アーキビストが、時や場所にかかわらずこれらを知的に管理するのに適した専門職として認められるようになることを望む人もいるでしょう。

ビジネスの世界で電子記録がいかに進化しようとも、紙を使う記録の作成は続くでしょうし、アーカイブズでもこれらの紙記録の増大が止むことはないでしょう。

評価選別に関する議論も続いています 恒久的に保存すべき文書を効果的に選別するにはどうしたらよいか？ またどうしたらこのような手順を体系づけられるのか？ 評価選別はアーキビストにとって中核的な作業であり、業務記録の量が増大し、これらすべてを物理的に見ることがほぼ不可能になってしまった今日では、この作業も変わりつつあります。オーストラリアやカナダではとくに、アーキビストは、かつてのように記録の内容を評価するのではなく、その作成機関、より具体的にはその機能の評価し、中心となる特定の機関や機能の資料のみを保存するという手法を採用しています。結局アーカイブ・サービスが保存すべき記憶を選別する際には、機能の評価やサンプリング、手作業によるファイルもしくは項目ごとの選択など、多様な評価選別方法が用いられるのです。

国立公文書館の規模が大きくなればなるほど、特別な種類の記録やアーカイブズの保管を専門とする部署が発展する傾向が強まる、と考える人もいるでしょう。特別な種類の記録やアーカイブズとは、媒体（視聴覚媒体など）、製作者（国勢調査や公正証書など）、時期（中世のアーカイブズなど）、あるいは用途（インターネット部門、学生部門、系図部門など）ごとに選別されたものです。特殊なニーズに対応し、できるだけ閲覧や調査に役立つためには、このような形で管理体系を整える方が簡単かもしれません。しかしどのような分野が専門化するとしても、すべての収蔵資料が同一の法体系にもとづいて管理されることが望ましいのです。

また私は、記録およびアーカイブズのいずれかの概念が該当するものの管理には、アーキビストが責任を負うのが良いと考えています。なぜ私がこれほどまでにこの点にこだわるのでしょうか？ これは私たちがこれまで学んできた教訓の結果です。ただこれらの教訓について触れる前に、別のテーマ、すなわち個人的なものか社会的なものかにかかわらず、記憶の機能についてお話ししたいと思います。

私たちには、いくつかの部分から構成される記憶があり、そのうちの短期的な記憶と長

期的な記憶は、記録（records）とアーカイブズになぞらえることができます。記憶は私たちの身体の一部であり、適切に保管されれば、身体の運命に従います。ただし私たちの大半は、自分の身体を、そして記憶を正しく保持するのがあまり上手ではないようです。

私の場合、大学生の頃はヘビー・スモーカーでした。車を猛スピードで飛ばすこともあります。お酒は今でも好きで、深酒はしませんが美味しく杯を重ねています。食べるのが好きなことも認めなくてはならないでしょう。少し食べ過ぎかもしれません。しかし実はこうしたすべての快樂が健康を危険にさらしており、私たちの記憶にも害を与える可能性があるのです。

肯定的な面を見れば、私たちの記憶は評価選別能力の恩恵を受けています。私たちは、記憶している情報を選び、見つけ出し、場所を移動させ、時には抑圧することもあります。また気分が良ければ、家族や友人たちと共有できる内容を、記憶の隠された部分から再構築することもあります。このような話の内容は楽しいこともあれば恐ろしいこともあります。閲覧室でアーカイブズを読む研究者の活動のように、退屈なこともあります。



個人的な記憶の機能と社会的な記憶の機能の間にはほとんど違いはないため、このことをアーキビストの皆様には説明する必要はありません。

最大の違いは、人の確実な死が、比較的短期間の後に記憶を中断してしまうことでしょうか。あるいは肉体には影響しなくとも、私たちの記憶を徐々に、ないしは突然消し去ってしまう疾病の危険性です。社会的な記憶に関しては、洪水や地滑り、火災、そして更に悪いものとして戦争や内乱。また最近では民族浄化などを同等の類似例としてあげることができます。

適度に食べ、健康的な物を飲み、定期的に運動することで、肉体だけでなく記憶をも保持しているということをごだげの人が認識しているのでしょうか？ 実際、誰が記憶にメンテナンスが必要なことに気づいているのでしょうか？ さほど多くはないと思います。私たちの多くは、空気や水と同じように、記憶も当たり前のものとしてとらえています。記憶も、空気のように無料です。しかし私たちは、きれいな空気や水に対しては、値段をつ

けることに慣れ始めてきています。これらはいずれも、少し前までは無料でした。水を汲んで持ち帰るには、井戸や川、運河、湖まで自分で歩いていくか、使いの者を出さなくてはなりませんでしたが、空気は私たちのまわりのどこにでもありました。

値段をつけることで、あるいは希少性や怠慢などにより、私たちは空気や水を経済的な消耗品に変えてしまいました。物に値段をつけることの肯定的な意味は、大気汚染や水質汚染のように、それらを危険にさらすような状況や活動に対して注意を払うようになる点です。そのために価格が上がってしまうからです。

政府もこうした経済的な実状を認識しており、水や空気の経済的な利用に関心を強めています。しかし記録やアーカイブに関しては、まだこのようなアプローチは見られません。経済的、軍事的もしくは産業的なスパイ行為や、機密ファイルからの情報漏えいなどを除いては、情報の価値を認識している人などいません。映画や演劇の著者および製作者は、多くの場合、アーカイブズから入手した情報を商業的な利益を生む品に変換しています。今お話ししたように、政府はアーカイブズの価値に関心を示していません。政府の支出決定は、建物や設備、スタッフのコストによって決まります。

もうひとつの側面についても言わせてください。記録を作成し、保持するのは、いわゆる国の「体制」を含めたすべての市民です。彼らは書籍や絵画を購入します。その絵画を壁にかけて楽しんだり、他者を感動させるでしょう。あるいは書齋や居間の本棚に本を並べ、中身や装丁を楽しむでしょう。しかし記録に関しては、引き出しにしまったり、必要がなくなれば箱に入れて、記憶が作られた場所からは遠く離れたガレージや屋根裏部屋など、普段目に付かない場所にしまい込みます。絵画や書籍に対しては、家族と同じように注意を払うのに、記録やアーカイブズはあまり重視せず、自分の記憶と同じように当然のもので、無料で手に入ると思い込んでしまうのです。

しかし同じ市民や、とくに支配者層の人々は、たとえば出生証明書やパスポート、運転免許証、銀行カードなどの重要な個人情報が紛失し、すぐに再発行できなくなると、非常に動揺するでしょう。彼らは面倒な手続きに煩わされずに、紛失した記録を再生できるような関連ファイルが存在することを望むでしょう。もちろんこうした情報は存在します。私たちが現存する記憶から情報を生成するように、情報管理の専門家である私たちがこうした情報を存在させ、遅延なく利用できるようにしているのです。

記憶やアーカイブズに配慮することは、テクニックではなく精神の問題です。アーカイブズに対する配慮を高めるためには、関連当事者全員の精神構造に働きかける必要があります。

ます。現在の考え方を改め、各々の姿勢や行動を変える理由を説明しなくてはなりません。生活の質を大切にしたいなら、記憶についても配慮する必要があることを、人々に説明しなくてはならないのです。収集資料の価値に目を向けるよう社会に呼びかけ、社会に対して私たちのサービスがもたらす付加価値を明らかにすることから始めなくてはなりません。

正直なところ、現在の私にはこの問題に対する解決策がありません。しかしながら、私たちが力を合わせ、適切な行動計画をまとめ、実施すれば、解決のための政策や戦略を考案し成功させることが可能なはずで

いくつかのアーカイブズが、「ミッション・ステートメント（館の使命を記した趣意書）」を作成しています。このステートメントには、国の記憶（記録）を恒久的に保存する責任が明示されています。現代のステートメントは能動的言語で書かれ、「閲覧できるようにする」や「利用可能にする」などの表現だけでなく、「政府による適切な記録管理の推進」や「地域社会の認識を促す」などの表現も含むようになっていきます。すべての専門サービスにインターネットが導入され、バーチャル検索室が設けられれば、アーカイブズにとっても革命的な影響を与えるはずで

ここで少し過去を振り返ってみましょう。皆様もご存知のように、統治という概念が誕生して以来、アーカイブズ＝記録資料は人類とともに歩んできました。しかし粘土板やパピルスなど、私たちが知っている最古の文書は、現在博物館や図書館に保管されています。アーカイブ文書は、時間の経過とともに、その関連するコンテキストを失った時点で、アーカイブズ＝記録資料として認識されなくなってしまうのです。もちろん私も、数千年前の当時の政権と今の政府にはほとんど何の関連性もないことや、後継各国の国境はそれぞれ異なり、過去の国々の国境とは似ても似つかないことを理解しています。文脈が破棄されると、アーカイブズ＝記録資料は考古学者が発掘して解釈する対象のモノとなり、私たちの祖先の武器や頭蓋骨とともに博物館の収納庫に納められるようになってしまいます。

電子革命やこれに続く新たな情報処理方法（作成方法、アクセスや保存、マイグレーションのための方法のいずれであっても）が、粘土板やパピルスを博物館の、あるいはせいぜい良くてガラスの陳列箱の中の展示物にしてしまったのと同じような影響力を及ぼすとしても、私は驚かないでしょう。今、粘土板やパピルスは、古い時代の記憶の一部となっています。皆様も私も、もはやこれらに触れたり、これらを参照することはできません。伝統的なアーカイブズ、すなわち電子文書を除くすべての文書は、現在の制度や使命を見直さないかぎり、同様の運命をたどるでしょう。

情報化社会、つまり電子情報社会において私たちが全面的な役割を担わないかぎり、また私たちの伝統的な役割に固執することで自らの存在を不動のものとしなないかぎり、早晚私たちは博物館 社会のペーパー・トレール（紙に残った記録）の博物館 へと変わってしまい、他の機関が、社会の電子的記憶の保管者として、知的側面においても物理的側面においても、私たちに取って代わることになるでしょう。

私たちがこの業務に生き残りたいならば、ゲームのルール、すなわち無料で手に入るものは何もないという現在の競争社会のゲームのルールに則って、自らの役割を果たすことから始めなくてはなりません。

いくつかの意見をご紹介します：

- ・インターネットで入手できない情報は、重要な情報とは見なされなくなる。
- ・タイム・イズ・マネー。本は読むより聞け。
- ・サービスは、24時間年中無休で利用できなければならない。
- ・私の家は私の城 メディアがその人の世界を決定づける。
- ・私は絵が好きです DVDのコレクションがあれば、実際に行くよりもはるかに安価に世界中の美術館を巡ることができる。カラー・プリンタがあれば、好きな絵をリビングに飾ることができる。
- ・私は音楽が好きです もうコンサートに行く必要はない。好きな曲はすべてダウンロードできる。
- ・アーカイブズ？ 人工遺物のコレクションのことではないか？

プライバシーや閲覧に関する法律などの重要問題には触れることができませんでした。一部の領域では収束が進んでいますが、まだ差異は甚大です。ある人々にとっては個人情報であっても、他の人々にとっては公開情報であることもあります 人生観や文化観が相反する影響を持つこともあります。

アーカイブズが重要であるという点については、意見は一致をみていると思いますが、私見ではまだその重要性の認識は十分ではありません。今の状況を改善していくための選択肢を見つけ出し、開発していけるかどうかは、私たちにかかっています この草稿がそうしたプロセスを促進するのに役立つよう望みます。

過去と未来の架け橋が崩壊することのないように、この情報化社会の中で私たち自身を変革してゆくことを皆様に提案して、結びの言葉といたします。

講演者紹介

ジョアン・ヴァン・アルバダ氏 John Van Albada

(ICA事務総長)

1970年、フローニンゲン大学（オランダ）で社会経済史修士号取得。1973年、オランダ国立公文書館学校において文書館行政の修士号取得、同年ティルブルク市立公文書館長に就任。その後ヘルトゲンボッシュ市立公文書館長、ドルトレヒト市立公文書館長を歴任。1988年、ICA事務総長に就任し、グローバル化が進む新時代の公文書館が抱える諸問題に、精力的に取り組んでいる。現在、武力紛争や自然災害から文化遺産を守る活動を行う国際組織、国際ブルーシールド委員会（ICBS）の委員長を務める。



質疑応答

司会 国立公文書館 高山 正也

司会 きょうはICAの役員で現役のアーキビストでもあるお三方、それからICA事務総長の立場にいらっしゃいますアルバダさんの四方にご講演をいただいたわけでございます。

ここで会場の皆様方から、今までのご講演についてご質問あるいはご意見などをいただきたいと思います。そのために講師の皆様方、ぜひ前の席にお移りいただきたいと存じます。

席にお移りいただく間に会場の皆様方をお願いをしたいと存じます。ご質問がある方は簡潔にどなたへのご質問かということをおっしゃっていただきたいと存じます。その前にご質問のある方は挙手をお願いしたいと存じます。こちらから指名をさせていただきます。指名をしていただきました場合、場内をご覧いただくとわかりますように通路に4本のスタンドマイクが用意してございますので、そのスタンドマイクのところへお移りいただきましてご質問をいただきたいと考えております。

それでは、講師の皆様方、ご用意が整いましたでしょうか。通訳が入らないとなかなかやりにくいと思いますので、レシーバーをつけていただく時間をちょうだいいたします。

それでは、ご質問を受けたいと思います。ご質問、ご意見のある方はぜひお手をお挙げください。貴重な機会でございますので、どうぞご遠慮なく。最初にお名前とご所属をちょうだいできればと思います。

松崎 渋沢栄一記念財団の松崎と申します。ハビさんにお伺いしたいのですが、1995年に記録管理の総合的なアプローチの実施に着手されたということですが、ここに至るまでどのようなイニシアチブがあったのか、アーキビストの働きがあったのか。95年に記録とアーカイブズ、歴史的なものが統合されるに至った過程を少しご説明いただけたらありがたいと思います。

司会 ありがとうございます。ハビさん、ご質問の趣旨はおわかりいただけでしょうか。

ハビ すみません。もう一度繰り返していただけますか。

松崎 ポツワナでは1995年に記録管理の総合的なアプローチが実施されることが始まったということですが、ここに至るまでにどのようなイニシアチブがあったのか。ポリシーメーカーのほうでそういう考えがあったのか。あるいはアーキビストの中でこういう方向に行ったほうがいいのかというような考え方があったのか。特にアフリカ地域で非常に先進的な試みということですが、なぜそれが実現したのか。そこを知りたいと思います。

ハビ ありがとうございます。何が起こったかといいますと、先ほど言いましたように、95年以前は、各省庁が記録管理をやっていましたが、いろいろな問題があったのです。政府はきちんとしたサービスが提供できていない、ということで非常にこれを問題視しました。それで、何をすべきかを判断するため、政府はコンサルティングを行いまして、アーカイブのプログラムの調査をしました。その結果、記録管理のトレーニングを受けているアーキビストが、文書作成のときから記録管理に携わるべきだ、ということになったのです。

このような決定は、国立公文書館だけではなくて、すべての公的セクターが関わることなので、政府も関係する機関と協議を行い、省庁からいろいろな質問を受け、いろいろな提案を集めました。そのような過程を経て、記録管理の問題に関しては統合しなければいけない、とコンサルタントが提言したわけです。このレポートが出たときにこれを広く回覧し、利害関係者が新しい変化を受け入れるように準備しました。

政府はタスクフォースを組織しまして、この統合をモニタリングし、また手順書を作り、すべての省庁における文書作成段階からの記録管理は、国立公文書館の責任である、という通達を大統領府から出しました。この結果、一貫性を保つことが可能になり、国立公文書館が、政府のすべての記録についてどのような管理をすべきか、というガイダンスを出すことができたわけです。

これでお答えになりましたでしょうか。これらのことを通じて、これからの現用記録管理は、こういうやり方をするのだという政府の姿勢が示されたのです。

司会 ありがとうございます。

それでは、次の方に移りたいと思います。ほかにいかがでございましょうか。

古賀 国立情報学研究所の古賀と申します。アルバダさんにお聞きしたいと思います。先ほどの講演で、文書館の機能が他の機関に今後取って代わられるかもしれないという非常に危機感のこもったメッセージをいただきましたが、質問は今後何が文書館の生き残りのためのカギになるのか。特に、アーカイブズ、アーキビストのどのような専門的スキルが文書館の生き残りのためのカギになるかという点をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

司会 ありがとうございます。それでは、アルバダさん、ひとつよろしく願います。

アルバダ ちょっと考えさせてください。ご質問はいろいろな情報ソース、そしていろいろなテクノロジー・ソースのご質問ということによろしいでしょうか。ハガキを収集し管理することと、ビデオまたは映画を収集し管理することには大きな差があるということは、皆さんご存じでしょう。多くの機関ではいろいろな種類の資料のための収蔵庫を持っています。アーカイブの中でも、紙ベースのアーカイブはだいたい同じような事務的な経路をたどるわけです。しかし、レコード・コンティニュームという理論が知られているように、電子的なアーカイブについては、だれが、どこで管理するかということは、あまり重要でなくなりました。将来においてIT部門の人が最高の電子記録の保管者になっても驚きには値しません。

しかし、アーキビストとして申し上げたいのは、IT部門の人は、私流にいうと、「グーグルを採用する人」だと思います。そして、簡単な質問に対しては状況を考えずに答えられると思います。アーキビストの最も大事な資質は、真正性とコンテキストを保証

できることです。記録の背景、作成の状況等のコンテキストを備えていないものは情報ではありません。これは情報ではなく単なるデータに過ぎません。すべてはコンテキストに依存しているのです。しかしながら、コンテキストはそのままではメタデータにはなりません。それらを解釈できる能力が必要になってきます。

組織が、その投資を経済的にしたい。つまり、コストカットをしたい場合にはe-デパートメントを作れば十分だ、と思うかもしれませんが。組織がきちんとしていて、アーキビストやレコードマネージャーがいれば、コンテキストを伴った情報が残るでしょう。しかし、多くの省庁はコンテキストを無視していますし、多くの政治家は残念ながらコンテキストの重要性を理解していません。

そして、我々もリーダーたちに対して、もし彼らがいかなる目的にせよ、遠い、あるいは近い過去においてとられた何らかのアクションを知りたければ、コンテキストを知る必要がある、ということをやうまく伝えてこなかったと思います。この点においても、紙のアーカイブはそれほどリスクにさらされていませんが、電子的なアーカイブはこういう観点においてリスクにさらされていると思います。

グランジェ 電子媒体に関しては相当な脅威が感じられるわけですが、いくつかの変革があると思います。やはり、国際協力が非常に重要だと思います。特に、アジアにおいてこのトピックが取り上げられて、いろいろな情報交換をしております。大きな挑戦に直面している中におきましていろいろな経験を共有していきたい。アーキビストの専門性を維持していく。また、それによって貢献していきたいと思っております。

何をすべきか。このようなアーカイブ、または電子化された文書の到来に対してどのような形で私たちは対処していくのか。確かに、技術も高めなければなりません。特にICAの教育専門部会においても、教員たちが、アーキビストの技能をどのように高めていったらいいのか、また、その方向性をどのように変えたらいいか、トレーニングをどうするか、ということをお話ししております。いろいろなアーカイブの分野における、リサーチャーのレベルを上げていくということも課題です。そのためには、リサーチャーズプログラムのような、大学との協力が必要になってきます。このようなことをすることによってIT部門、これを連続、または協力することはなかなか難しいかもしれませんが、IT部門とも協力する。また、ビジネス部門、民間、社会の中でも橋渡し、連携することによってアーキビストの資質を有効に使っていききたいと思います。

司会 古賀さんからのご質問にお二方にお答えいただきましたけれども、これはかなり基本的な問題だと思います。アーキビストが将来どのように生き残っていけるかということ。それが我々のアーカイブズの活動、あ



るいはそこで働くアーキビストの本質そのものに触れていくということでございます。

このことに関して今日ご講演をいただいた四方の中のお二人からご意見をいただいたのですが、併せてフロアにICAの執行委員の方が何人かいらっしゃいますが、何か補足していただくご意見あるいはコメントがありましたら、どうぞご発言いただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。それでは、次の質問に移りたいと思います。それでは、小谷さん、よろしく。

小谷 日本レコードマネジメントの小谷と申します。グランジェさんにお伺いしたいのですが、先ほどグランジェさんのお話の中で、ジュネーブ市ではアーキビストであるグランジェさんが各部門のコーディネーターを通じて現用文書の管理もやられているというお話だったと思います。ほかのヨーロッパの自治体等でもこのようにアーキビストが現用文書を管理するというのは一般的だというふうに私は認識しておりますが、これで間違いはございませんでしょうか。これが第1の質問でございます。

それで、もしそういうことが間違いないとすれば、アメリカ・カナダとはだいぶスタイルが違っていると思います。アメリカ・カナダでは現用文書はレコードマネージャーという専門職がだいたいやっておりまして、ほかにアーキビストという専門職がいれば、両者が連携を取ってやっている。アーキビストがいないところはレコードマネージャーのほうが歴史的な文書の管理もやっているというのが普通だと思います。

そうしますと、ヨーロッパと北米とかなり違っております。このような違いはなぜ出てきているのかということについてグランジェさんのお考えをお伺いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

司会 ありがとうございます。それでは、グランジェさん、お願いします。

グランジェ いくつか説明させていただくことはできるかと思います。伝統的なやり方はずいぶん違います。記録管理はアメリカでは50年代からスタートしております。もう少し前かもしれません。第2次世界大戦の時代から記録管理はなされているかと思います。英語圏におきましては、例えばオーストラリア、カナダ、英国なども同じようなシステムが投入されているかと思います。例えば、記録管理の国際的な団体、ARMAではアメリカ・カナダの北米の会員が95%を占め、それ以外の地域の会員は5%しかいない、と聞いております。日本の会員の方もいらっしゃると聞いていますが。

また、オーストラリアにおきましてはRMAAというような組織があります。オーストラリア、ニュージーランド、そして太平洋諸国が会員となっていると思います。レコードマネジメント・ソサエティという組織が英国にもあります。1000名の会員を擁しているような団体と聞いております。レコードマネジメントに関しては三つの協会があるわけです。

ところが、英国以外のヨーロッパ諸国ではこのようなレコードマネジメントというのは新たなやり方でありまして、伝統的なやり方ではありません。そういうわけで各省の文書管理ということでは通常はアーキビストが責任を持っています。歴史的な文書は特にアーキビストがやっているわけですが、歴史的な文書と現用・半現用の文書をどのように管理するかということではやはりギャップがあります。我々はいろいろな技術、方法論、理論を持っています。アーキビストと名乗ってはいますが、北米の記録管理に関

するさまざまな文献についても学んでいます。ところが、ヨーロッパではレコードマネージャーの伝統がないために、行政機関の中に記録管理について知識のある人材もいなければポストもない。誰か専門家を雇おうとしても、スイスにはそのような人材がない、という問題もあります。

例えば、スイスにおきまして、またオーストリア、ほかのヨーロッパの国々におきましてそのようなトレーニングが行われているかということはないですね。また、大学においてレコードマネジメントのコースはないと思います。そうなりますと、アメリカ、英国またはオーストラリアなどに行きまして大学のレコードマネジメントの学位を取らなければいけないということになってしまうわけです。いま現在、行政機関において、文書管理に関してのトレーニング、また必要な手段を提供することができるのはアーキビストだけです。私としては、このような状況は望ましいとは思っておりません。

スイスにおきまして、またほかの国々におきましては、トレーニングプログラム、大学の学位に関してもレコードマネジメントの科目を導入しようということが進みつつあります。ただし、アーキビストとレコードマネージャーがまったく別個の専門職になってしまうことは望んでおりません。つまり、レコードマネージャーという専門家がいます。また、アーキビストという専門家がいますということではなく、よりグローバルな形で、同じ手法を使い、連続性を保つことができることが重要だと思います。別個の職種としてではなく、両方の能力を持っているということが必要だと思います。

スイス・ジュネーブにはさまざまな国際機関が存在しております。また、多くの国々で研修を積んだ人がいます。そのような人材が集まっているスイスにおいてレコードマネジメントのグループを構築しまして、その会議も企画しております。アーキビストに対して、こういうレコードマネジメントという手法があるということに関してのトレーニング、セミナーを行っております。アーキビストはまだまだ記録管理のテクノロジーもよく知らないということがありますので、情報を広く提供し、共有しようという試みを行っております。

おっしゃったとおり、確かに伝統的な背景が違いますので別個のやり方になっております。アメリカの方々がヨーロッパの公文書館で何が行われているか。また、アーキビストが記録管理までしているということは理解し難いことかと思えます。逆に、ヨーロッパ人も北米の状況は理解し難いのです。お互いに情報交換を進めることで、現実にもこのようなことが行われているのかを発見しあうことが大切でしょう。今後レコードマネジメントについては、スイス国内、あるいは隣国において一層レベルアップしていきたいと思っております。

司会 アルバダさんからご発言があるようでございます。お願いいたします。

アルバダ それでは、付言させていただきたいと思えます。私はオランダで25年間アーキビストとして勤めてまいりました。私の経験では、国によっては伝統としてちゃんと記録管理のトレーニングを受けた事務員がいる。そして、それを現用・半現用記録の保管をしている。彼らはちゃんとトレーニングを受けており、何をやらなければいけないか、わかっています。

その人たちはかなり高給取りです。また、非常に高いレベルの方です。意思決定者、マネージャーに対して情報や必要なファイルをその仕事に基づいて提供できるわけで

す。その人たちはファイルをオフィスに保管しています。一部の機関には、アーカイブ部門があります。つまり、何を保存するかの評価をした後、選別したものはアーカイブズのほうに移行するわけです。

アーカイブズと現用の資料の違いということ言えば、アーキビストは通常歴史家としての背景を持っています。また多くの場合、作成機関よりも広い分野に関心を持っています。例えば、各市町村公文書館のアーキビストは、その土地の社会に関する資料を記録する責務を負っています。また通常、権限があれば、民間の文書やマニユスクリプト、絵画、時には博物館の資料も保管するわけです。これはうまくいっていると思います。

しかし、我々が直面した問題は、あまりにも多くのアーキビストが過去にフォーカスしすぎたということです。未来志向ではないということです。また、アーカイブズにおいては、キャリアというものはほとんどないのです。つまり、自分たちを自己開発することができない。アップツーデイトすることがとても難しい。私の同僚は若い人であっても化石化しています。いわゆる生産性がないのです。専門的なレベルについていけないわけです。

いまオランダ唯一の国立の文書館学校において、トレーニングプログラムを組んでいます。はじめの2年間は、公立図書館、現用資料管理、または公文書館のいずれの仕事にも適用できる、いわゆる情報マネージャーを養成するトレーニングを行います。ICT（情報通信技術）を使うことができ、今日の技術、明日の世界にもついていけるよう教育しています。

その後彼らは、特定の分野に進みます。アーカイブズ、ビジュアルアーカイブ、図書館、といった分野に分かれるのです。それでも、最初の2年は共通の内容を学んでいますから、後日一つの分野から別の分野へ移ることができます。それが実現するかわかりませんが、そうなることを理想としています。将来のアーキビストは記録の媒体に関係なく管理ができるということです。つまり、電子アーカイブであっても紙アーカイブであってもオーディオビジュアルであっても管理できる人です。彼らのトレーニングというのは記録媒体には左右されない。私がいうところの知的な仕事の部分、すなわちメタデータ、電子記録、法的な枠組み、アクセスを提供できる能力に関するトレーニングを行っているからです。

このようにヨーロッパにおいては、いくつかの伝統があります。ある社会において何がいいかということは、その国や文化によっても違うので、いろいろ比較して、その社会にベストなやりかたを選ぶべきでしょう。スイスでうまくいったこともオランダ、あるいは英国ではうまくいかないことがあると思います。

司会 小谷さん、いかがでしょうか。さらに付け加えて何かございますか。よろしいですか。

ほかに何かございますか。かなり本質的な問題に深く入ってきたと思いますが、一方で本日は各国の事例も報告いただきました。本日ご参加いただいている方々の中には各地域の公文書館のご関係の方もたくさんいらっしゃるかと思います。そういう面でどなたかご質問はございませんか。いろいろ細かい事例で困っておられる問題がある場合、これはお国ではどのようにしておられるかという質問もあろうかと思えます。

共通の問題としては、今まで出ておりましたアーキビストはいかにあるべきかという大きなテーマの問題になりますとかなり深刻な問題にもつながってまいります。あまり深刻な問題になりますとどうかと思いますので、身近なところで何かございましたらどうぞ。後ろのほうで手を挙げてくださいました。

中村 兵庫県文書課の中村と申します。グランジェさんへの質問です。ジュネーブの市立公文書館のほうでは、ジュネーブ市立公文書館の使命ということも打ち出されてやられていると思います。各地域の公文書館はまず何に困っているかということ、限られた予算、限られた人を公文書館にどう配置していくのかということことです。

例えば、使命を出したときに、その使命の成果をどういうものを尺度にして測定していくのか。その使命の達成率みたいなものをどういうものを尺度にして判定するのかということが、各地域の公文書館で予算要求をするときに困っておられると思います。ジュネーブ市立公文書館では使命の達成率をどのようなものを尺度にして測定しているのかということをお聞きしたいと思います。

司会 ありがとうございます。それでは、グランジェさん、ひとつよろしく願いいたします。

グランジェ スイスにおきましても財政的な難しい状況に長年直面しております。予算を多く得るといことはなかなかうまくいきません。また、人的資源ですね。職員の人員増強も難しいです。行政においても人員削減を数年やっているということが背景にあります。

ただ、ご質問のとおり、いろいろな統計的手法を用いまして成果を測定しております。いろいろなサービスを行っております。例えば、行政に対する資料提供などのサービスも行っております。さきほどもいくつかグラフィックスをお見せしましたが、我々は、グラフィックスのデータベースともいべきコレクションを持っていて、適宜それらを用いて、どういう業績・成果があったということを出しております。年間報告書を市長、また市政府のほうに提出するのですが、そのときにも魅力的に、こんなに頑張っているのだな、成果が出ているのだなということが目に見える形で説明しております。

いろいろな挑戦には困難があります。しかし、そのような中においてプログラムをさらに促進していくために、電子文書の保存維持に関しても予算を獲得するためのロビー活動を行っております。そして、このトピックが将来的にどういう情勢になるかを説明しようとしています。例えば、ITを使っているいろいろな図表を作り、どれぐらいの収容能力が必要であるかということの説明をしています。我々はたくさんの図表を使って説明していますが、残念ながら図表による説明が財政緊縮化の中におきまして予算を十分に得ることに直接つながるわけではありません。しかし、時には、上層部の承認を得て、別の費目から我々のプロジェクトに予算を回してもらえることもあります。

予算または経費ということではありますが、ジュネーブ市立公文書館では、人件費を除いてほしい8万ユーロです。本当に微少です。少ない予算の中でどう賄うかということで、想像力を駆使し、工夫を凝らさなくてははいけません。残念ながら昇給は望めません。予算も非常に少ないということで、人件費も非常に制約されておりまして、3名しかおりません。また、公文書館に関してはまだ20年の歴史しかございません。その中で予算は限られている。やらなくてははいけないことはたくさんある。優先順位をつけなくてははいけません。市の財政状況が好転することを願っていますが、スイスにおきまして

は公的な資金が少ない。また、公共事業に関してそれほど大きな予算が配分されていないということが大きな問題です。しかしながら、新聞等、市内外におきましてもさまざまな働きかけをしておりますし、一般の人々にも参加してもらっているいろいろな議論を行っております。市民に味方になってもらおう、というわけです。また、いろいろな政党にも働きかけをしております。社会の問題に興味を持っている人たちに働きかけをしております。高齢者の問題、教育の問題、トレーニング、安全の問題、安全保障の問題、いろいろと懸案事項がある中で、記憶や記録管理、透明性、または自治という観点の重要性を理解してもらうのは難しいことですが、統計や図表を用いて、何が起こっているかを証明してみせなければならぬ、と思っています。

いずれにいたしましても、現状に満足しているわけではありません。さらなる向上をしていかなければいけません。多くの人々を巻き込んでいく必要があります。また、透明性ということを守持していかなければいけないと言っておりますが、政府に対してどのような説明をして重要性を納得してもらおうか。つまり、社会に寄与できるのだという



ことを理解してもらわなければいけないと思っております。

司会 ハビさん、お願いします。

ハビ 業績を測る尺度についてポツワナでやっていることを申し上げたいと思います。ポツワナは公的セクターにおいては、戦略プランに基づく実績評価を行うことが義務になっています。ミッション・ステートメントも明確に定めなければなりません。戦略プランは5年ごとに定め、アーカイブズや記録管理といった分野ごとに、評価を受け

ます。毎年、我々は戦略的な目的を練ります。そして、どういうイニシアチブをするのか、どういう活動をこの1年間やりたいのかということをお願いして、年末になると包括的な報告書をまとめます。ここでは四半期ごとにモニタリングをやっていきます。省庁においては月次報告、ときには四半期ごとの報告を事務次官にしております。

例えば、尺度としては、我々の収集資料を見て、我々で数量化します。そのレコードセンターにおいての記録の何パーセントを年末において評価しているのか。どれぐらいプライベートコレクションを伸ばしたのか。ある年においては、どの国が我々の国に係る記録を持っているのか。それらをアーカイブプロジェクトに入れたいのか。

また、記録管理に関して言いますと、かなり注目されています。これは新しい試みです。省庁からの期待が高いわけです。我々はいろいろな変更を行っています。例えば、主要な記録処理においてファイルの分類を変えました。そうすることによって記録を正しく配架し、迅速に探し出すことができるようになり、意思決定が下せるようになりました。また、記録保存スケジュールを開発し、事前評価を行ったことにより、統合以前

よりずっと早く情報を提供できるようになりました。

それから、最も重要なのは、トレーニングワークショップを設けたことです。これは記録管理担当者だけではなくて、利用者に対してもやっています。組織のトップに対しても、利用者に対してもすべてトレーニングを行っています。

グランジェ もう一つ追加させていただきたいと思います。私どもは毎年年次目標を定めています。私ども公文書館のミッションではなくて、中央政府のミッションに対して、目標を定めています。年度末にはその目標の達成度を評価し、報告しております。特定のトピックごとの報告もしています。ただ、そのことと予算とは関連性はないようです。

司会 タレさん、フィジーの事例から何かアドバイスをさせていただくことはございますか。
タレ フィジーの状況も今までの皆さんのご発表と同様であります。グランジェさん、ポツワナの同僚と同様であります。年頭に年間計画を策定します。そして、どのような指標で成果をはかるかを決めていきます。四半期ごとに評価をしまいいります。年間計画に対してどの程度達成できたかということを見ていきます。フィジーにおいては新しいメカニズムを採用しました。つまり、年間計画と財政に連関性を持たせた、ポートフォリオ・パフォーマンス・システムというメカニズムを政府のほうでは使っております。かつては二つのプランを使っておりました。一つは年次報告に関する、中央省庁のパブリックサービス部門に提出するパフォーマンス・マネジメント・プラン、もう一つはまったく別個の財務プランで、財務省のほうに提出していました。このようにプランを二つ出していましても、別個に縦割りの形で扱われてしまって連関性がなかったわけですが、現在では政府のほうでこの二つのプラン、または二つの文書を一つの形に統合して扱おうということになっております。年間の計画、そしてどのような財政でやっていくかということの一つの報告書、または計画書のほうにまとめて提出するという形で処理をするということで、計画書にのっとった業績が年度の終了後に適切な形で評価されることができればと思っております。

また、ターゲットよりもより良い成績を残すことになれば、それによりましてより多くの予算を翌年度に獲得できるような体制が現在整いつつあります。

司会 残り時間も少なくなってまいりましたので、最後にもうひとつだけお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

脇 私は東京都公文書館の脇と申します。最後ということでございますので、私からは質問ではなくてお礼を申し上げたいと存じます。

本日はこのようにすばらしい講演会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。また、講演をしていただきましたICA執行委員会のメンバーの皆様、また会を主催していただきました菊池館長はじめ国立公文書館の皆様に対しまして、同じ公文書館の仕事に携わる一人といたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、心から敬意を表する次第でございます。

本日は世界各地のアーカイブズをめぐる多くの課題、あるいはその課題に対するさまざまな取り組みの状況をつぶさに聴かせていただきました。たいへん勉強になりました。特に、私としては今日のお話を聴いておりまして共通して感じたことが二つほどございます。一つは、皆様方の取り組みは優れて科学的な問題解決手法に基づいて取り組んでおられるということ。二つ目は、その取り組みが高い使命感に基づいて具体的な行動の

中で表しておられるということでございます。

我が国の公文書館におきましても、冒頭、菊池館長からもお話がありましたようにさまざまな問題、課題を抱えている実情がございます。本日のお話を参考にしながら、課題解決に向けて一歩でも二歩でも前進していきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

司会 協館長、どうもありがとうございました。まだ情報交換を続けていきたいというお気持ちも強いかと存じますが、残念ながらそろそろ閉会の時間が近づいてまいりました。それでは、ここで最後に今回の講演会の主催者であります国立公文書館次長の小河俊夫から閉会のご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

小河 本日の講演会の閉会にあたり主催者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。ご来場の皆様、ご清聴いただき、また先ほどは活発なご質問をいただきありがとうございました。そして、最初にご挨拶をいただいたICAのミコレツキー会長、そしてご講演をいただいたミスター・グランジェ、ミス・ハビ、ミスター・タレ、そしてミスター・アルバダ、たいへん興味深いお話をありがとうございました。

本日の講演では人的資源としても、また財政的にもまだまだ十分にあるとは言えない、しかしながら、重要な使命を抱え、また多くの課題に取り組んでいる我が国立公文書館にとってもたいへん有益なお話でございました。また、ご来場いただいた聴衆の皆様方、特に本日参加をいただいた我が国の各地域の公文書館の方々にとっても多大なる示唆、そしてアドバイスをいただいたものと考えます。

本日の講演会が我が国の、そして世界の公文書館にとって新しい時代を開く大きなステップとなってくれることを期待いたしております。

最後になりますが、本講演会にご協力をいただきまして、また本会場にもお越しいただきました国際交流基金の皆様方、そして本日この会場にご来場いただいたすべての皆様に改めてお礼を申し上げ、誠に簡単ではございますが、私の閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

それでは、どうぞ講師の皆様方、お立ち上がりください。来日中のお忙しい時間を割いて、我々が日ごろあまり耳にすることのないたいへん重要な公文書館についてのお話をしてくださいました。ぜひ感謝の気持ちを込めて盛大にお見送りをしたいと思います。(拍手)

それから、難しい専門的な内容についての確に翻訳をしてくださりました同時通訳のお二方が後ろのブースの中にいらっしゃいます。朝比奈さんと岩佐さんとおっしゃいますが、ぜひ大きな拍手で感謝の気持ちを送りたいと思います。(拍手)

それでは、ご協力をいただきましてありがとうございました。これもちまして本日の講演会のプログラムは滞りなく終わらせていただきました。ご来場の皆様方のご協力に深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

資料収蔵施設における防災と救済計画

絵画・文書修復家 尾立 和則

はじめに

本稿では特に防災対策と救援対策について話を進める。ここでいう防災対策は館業務全体への防災のことではなく、資料保存・保全を目的とした防災のことであることを、予めお断りしておく。

国家規模で防災意識が高まった阪神・淡路大震災（1995年）は全国の資料収蔵施設がその防災対策を見直す契機となった。そして、不備が指摘されたものに対して各館は独自の対策を講じてきたはずである。

この大震災後、博物館・美術館の施設に対して機材を販売してきた各業者はいち早く、現状の分析とそれへの対応を行なった。つまり機材の改良または新システムの考案である。展示ケースの改良、展示品の固定方法などへの新たな提案は早急の課題であった。絵画等の額用の固定金具や吊金具、資料を置く免振台や棚、そして観覧者の安全を考えたショーケースへの無飛散ガラス導入や落下被害の出た照明器具や天井材等、展示場すべての物品についての見直しがなされた。資料収蔵施設の被害についても、震災後に公表された文書館・資（史）料館そして図書館関係者の情報により、ほぼ同じような内容であったことが分る¹。

しかし、ここで注目したいのは、各館の学芸員または資料収蔵施設の職員が検証したことは必ずしも震度7の揺れに耐えうる材質や構造の強度に対することだけでなかったことである。既存の設備の中でどういった対応が取れるのか、といったことに関する情報の交換がなされたことである。その背景には各館が直面した、防災対策費の限界もあったと考えられる。

結果的にはこの限界が防災を考える担当者を正しい方向へ導いたと私は考えている。震度7以上の地震に対する設備面での完全な対策は難しいという報告がある。たとえ完全なシステムや機材が考案されたとしても高額なものとなり、現実的には設置は難しいという報告も関係者から出ている。実際、国立博物館や一部の資金力のある美術館・博物館では、

¹ 関係震災直後に出された報告書（日本図書館協会委員会が出した「阪神・淡路大震災による図書館の被害調査報告 図書館雑誌Vol.89 No.6 1995年6月 p443 - p452）

設備業者にとって格好の広告塔となる施設改善を行なった事例はいくつかあるが、大半の施設では小規模な改善に留まっている。小規模にならざるを得なかった理由が、十分な対策費が確保できなかったためか、「対岸の火事」としてあえて対策を先送りしたのかは各館の事情に拠るとしても、危機感をもった各担当者が、少ない予算の中で行った改善と工夫を共有することは将来必ず起る災害での被害を最小限に抑えることとなるはずである。まず防災計画に必要となる防災マニュアルの内容について考えてみる（図1、図2参照）。

1. 防災計画

施設内の防災計画は、建物の構造と設備への理解から始まる。先ず施設内に防災担当の部署を設置して、災害による被害を最小限に抑えるために必要なことを明文化する作業をする。地震の揺れによる開架書庫の転倒や図書の落下防止、施設内火災の感知と消火システム、水害への備えについても明文化し、改善可能なものから順次実施する。防災計画を設置する目的は災害によって起る被害を未然に防ぐことであるが、防げない被害を最小限に抑えるための備えでもある。

1.1 防災計画は誰が作る

全国にある資料収蔵施設の立地条件や館を取り巻く様々な環境は、一つとして同じものは無いはずである。他館が立てた防災計画はそのままでは使えないと考えてよい。参考にする場合には建物の構造、規模（床面積、蔵書数、職員数等）、立地（地形や周囲の自然環境、都市の規模等）、運営方針（公立か私立、公開か非公開、蔵書の種類、設置目的等）といったものを考慮して、なるべく同等の館のものを選ぶようにする。

保存担当部署が選んだ他館の防災マニュアルを基に、組織内の各部門から選出された担当者と共同して、自館に適したマニュアル作成作業を進める。この作成段階からの共同作業は、マニュアル作成後の組織内における防災意識の徹底と維持を容易にすることができる。失敗するケースは、素案作りまたは成果物を防災担当部署独自に行なってしまった場合に多い。

建物本体や周囲への環境問題に関しては、法規制等の基準に即して対策を講じる必要がある。消防法については管轄署の指導を受けてそれを遵守する。館内の設備が、例え規格化されたものであっても各々の館で設置状況や使用状況が異なるため、他館の例やメーカー側の指導だけでは充分とはいえない。こういったことへの適切な分析は、防災の専門家に依頼し、マニュアル作りへの助言もしてもらう事を薦める。

館内備品の一つ一つの確認はやはり職員自身で行なうことが必要となる。災害に強い施設に改善し、その状態を維持するための注意事項を明文化したものが防災マニュアルである。業務マニュアルといったものが存在する館では、それらの事項が既にその業務マニュアルの中に多少は盛り込まれているかも知れない。

ここまでは館内設備の安全性を点検するための細かい指示を明文化することについて触れてきたが、次に災害発生時の緊急連絡網や、発生初期段階からの時間の経過に応じた細かい指示の明文化について触れる。

1.2 緊急連絡網

ここでは、火災や人命救助のような一秒を争う事態も、数日その状態にしておき専門家の到着を待って対処することも全てこの緊急という表現をしている。これら全ての事態に応じた連絡網を備える必要がある。これはマニュアルの巻頭か巻末の分かり易い場所に掲載すべきである。また、別紙の図にして建物内の職員の目に触れ易い場所に貼ることも考慮すべきである。

緊急連絡網は職場内と外に分けられる。職場内第一発見者から防災対策部署へ連絡し、その後は対策部署から状況に応じた手順で職員に対する指示を行なう。対応を判断する対策部署の担当者は状況を把握するために館内外を移動しなければならない場合もあるが、携帯電話等を所持し常時連絡が取れる状態であることは重要である。館内職員や外部からの連絡が対策部署と取れない場合には大きな混乱を招く。可能な限り複数の担当者が連絡を取り合いながら状況を把握する手順を導入することを薦める。

連絡を受けた職員は予め決められた手順に従い、出勤あるいは手順通りの作業を開始する。出勤すべき担当者が出勤不可能な場合を想定した手順も準備しておく。担当職員が到着するまでの時間に行なう必要のあることは、出勤していた職員が行なう。この作業についての詳しい手順は次に紹介する救済マニュアルに含まれる。

火災の場合は館内警報、そして所轄消防署への自動通報もしくは職員からの連絡といった手順で連絡が行なわれる。ここで真剣に考えなければならないのは上の基本手順にはない、消防隊員が到着するまでにすべきことは何かということである。私の経験上、不慣れた職員が身を危険にさらしてまで出来ることは少ないというのが結論である。観覧者や他の職員に避難勧告し、屋外や決められた安全な場所へ誘導することやガス・電気の元栓を締めるといったことはすでに周知のことであるが（こういったことも防災マニュアルには細かく指示する必要がある）、状況によっては危険な館内を歩き回ることは二次災害につながることもあるので、充分注意して行動しなければならない。

この項の最初に専門家への連絡ということに触れたが、この専門家とは館が機能するために必要なあらゆる専門家を指す。建物・一般設備関連（空調施設、冷暖房器具、照明、什器、コンピューター等）、防火設備関連（警報装置、スプリンクラー等）、収蔵施設関連（収蔵庫、書架、キャビネット等）といったものから館内業務関連（様々な機材や材料等）、保存修復関連（国公立文化財研究所、書籍・工芸品の個人修復家、保存用資材取り扱い業者等）、特殊設備関連（水損した資料を凍結するための冷凍庫、真空凍結乾燥機）その他（建材、ガラス、紙、鍵・錠前等）。ここで例としてあげたものほんの一例であり、実際に必要な連絡

網リストは各館の必要に応じて整理して頂きたい。

諸機関および必要な専門業者に連絡を開始することは、救済マニュアルの被災施設や被災資料への適切な対応手順を開始したことになる。

2．救済計画（ここでは館藏品への対応に限る）

救済計画は被害の規模によって異なったものをいくつか用意すべきである。

- (1) 被害発生時に館内にいた職員だけで対応
- (2) 出勤していない職員を緊急に招集して対応
- (3) 外部の専門家の応援を要請して対応

館藏品の特徴を熟慮した上で、このような段階に応じた計画を立てる。

- * 建物本体や設備または業務そのものについては復旧計画という表現が使われるのが一般的である。
- * (3)については、火災時の消防署へ出動要請、電気・水道・ガス等の配管配線の専門家、書架施設メーカーの専門家、収蔵施設業務の専門家、修復の専門家などが対象となる。

被災対象物に応じて計画の内容は異なるが、(1)から(3)のいずれにも細かな作業マニュアルを備える必要がある。私がこれまでに見てきた多くの作業マニュアルの中では、目を通すだけでも一仕事というものから最小限の箇条書き程度のもので多種多様なものがあつた。そのどれもが各組織の防災対策への歴史を反映しているものだとして理解している。職員の知識や意識が高いところでは簡略化したものでも十分機能するというものなのかも知れない。

こういった作業マニュアルについては既存のものも幾つか入手することが可能であるので、そういったものを参考にして自館に適したものを作成すればよい。作成に当たっては防災の専門家に助言してもらうことを薦める。

2.1 救済計画の目標

救済活動を開始するにあたり、救済に費やす期間や程度の目標設定は必要である。業務を復旧する作業も同時進行しているはずであるから、その作業と連携して行なう。救済活動時の館藏品への諸処置は応急手当というべきものである。床に散乱した書籍を棚や臨時の箱に収めるだけでも救済活動と位置付けることが出来る。応急処置としてどこまで行なうかは時間と予算との兼ね合いとなる。

この救済活動によって実態が明らかになってくる被害状況によって、館藏品応急処置費用の試算そして重要度の高いものへの修復費の試算を始めることができる。この試算によって被災からの復旧予算全体が把握できる。救済活動中は被災現場の写真・映像記録は克明に残す必要がある。館藏品の応急処置から修復作業への貴重な映像資料となることは当

然であるが、災害による保険や館が完備している各種保険への請求額基礎資料となる。または上部機関への復旧費予算要求の基礎資料となる。

緊急処置（応急処置）としてなされた保全処置の状態が、諸事情でそのまま数年あるいは数十年続く場合も考えられる。つまり通常業務の中で扱っている資料にも過去にこのような保全処置が行なわれ、それが継続中のものがあるといえる。こういった事も考慮して、応急といってもその方法や資材の選択には可能な限り配慮する必要がある。

被災した館蔵品の災修復作業についてはまず全体の被害を調査する時点から修復の専門家の立ち会い、または的確な助言を得ることを薦める。このことで、調査時点から損傷の種類や度合いの専門的な情報を調査記録に含めることができる。どの被災館蔵品から修復処置を行なうかといった優先順位の判断は館が行なうことだが、修復費とも連動する処置の難易度については修復家の判断に頼るしかない。しかし前段で触れたように被害状況の記録は行なったが、修復等の処置はせずにその状態がその後も長く続くことは現実的には起こり得る。被害の大きい資料であっても優先順位が低ければ修復は行なわれないことになるが、たとえ修復費が確保できないとしてもその状態が維持できるような何らかの保全処置は必要となる。こういったことも被害調査の結果を館内で検討するときを考える必要がある。

2.2 館内の指揮系統を明確化

防災と救済の計画を的確に遂行するためにはマニュアルの完備と同時に重要なことがある。それは指揮系統を明確にするということである。

緊急事態を統括する部署が防災担当部署と異なる場合でも、救済計画は防災担当部署が管理することを薦める。各部署間の円滑な連携は緊急事態の回避や、事態を最小限に止める大きな要因である。各部署の役割分担と指揮系統は明文化し、定期的にその連携方法について各部署に確認をとる。こういったことすべて防災担当部署が行なう必要がある。

緊急時には計画で定めた責任者を、所定の場所に配置できない事態が生じることを想定しておくべきである。先述したように館内に不在であったり、出勤日外であったり、災害発生後に出勤が不可能な事態もあり得る。こういった二次発生的な緊急事態にも機能する計画が必要であり、担当部署は、誰に責任者訓練をしておくかということも考えておく必要がある。と同時に担当部署が被災して機能しない場合も想定しなければならない。

指揮系統を考える上でもう一つ重要なことは、館を巻き込んだ広域災害時の対応である。自館が被災した場合とそうでない場合ではその内容が異なってくるかも知れないということである。自館が被災した場合は、先ず救済計画に沿って復旧までの作業を行なうことは言うまでも無い。被災していない場合でも、電力その他の外部からの供給が止まることにより、施設を正常に機能させることができないことも想定する必要がある。

事前の周辺地域との協定等により職員の館外での救援活動の要請や、館事態が緊急非難

施設に指定される場合がある。このような事態への対応を救済計画に組み入れるかどうかは、事前に館内での協議が必要となる。

また広域災害の場合は緊急の救援組織が立ち上がる場合がある。その主体が行政か任意の団体であるかで、提供できる支援内容の限界は異なる。自館がその救援組織に加わる場合と、救援を依頼する側になる場合の両方を想定して、組織内の意思統一を事前に図る必要がある。

阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時に文化施設や地域文化に対して支援を申し出る団体が幾つか活動している。美術館・博物館、図書館、そして文書館・資料館を含む地域史資料に対しても活発な活動を行なっている団体が生まれている。

これらについての最新情報はインターネットを通し入手することが可能である。防災の担当者には「支援する側、される側」を問わずどのような支援（資材・資金・人材・専門知識）が得られるのかを確認しておいて頂きたい。

私が属し、全国で災害の救援活動をおこなっている、歴史資料ネットワーク（神戸大学内）²やNPO文化財保存支援機構（JCP：Japan Conservation Project）³のHPも実際的な情報源である。

まとめにかえて（防災計画とは大災害用なのか）

本稿では災害に備えるための防災計画について話しを進めたが、読まれた方には防災計画とは何であるかを考えるきっかけとなったであろうか。

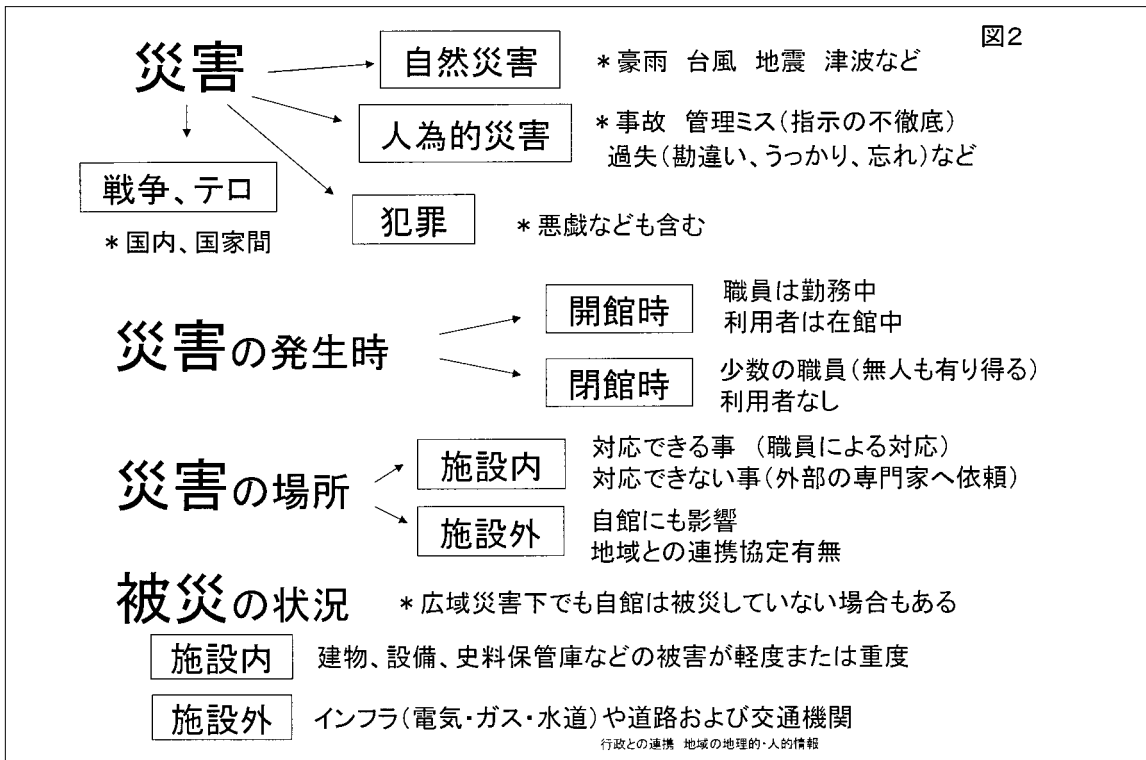
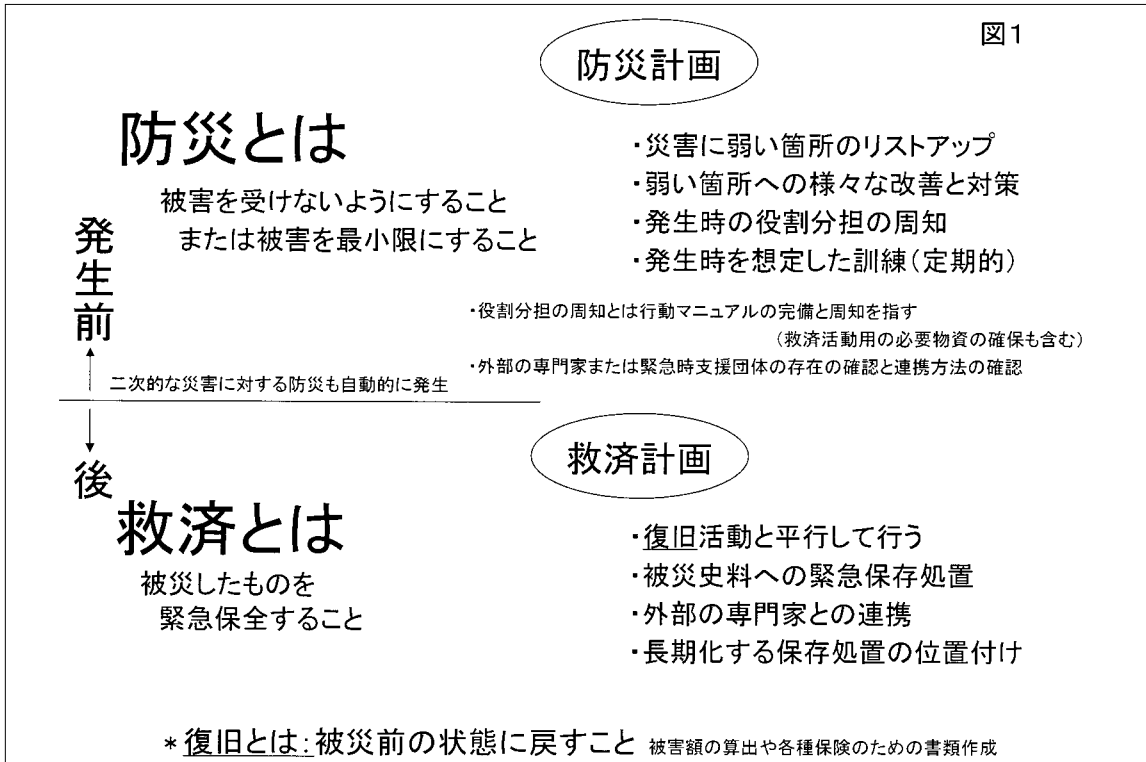
防災計画は日常の業務内で対応しきれない出来事が起こった時に、あらかじめ想定した手順で各部門と連携し、もしくは自身で判断し、速やかに的確な対応が実行できるための行動指針である。迅速かつ的確な行動を可能にする為にも、手引き書（マニュアル）を作成することを目標にして頂きたい。

実際には全ての種類の災害を想定した防災マニュアル作成は不可能かも知れない。しかし、本稿であげたことを参考にして少しでも災害に強い施設の実現を目指して頂きたい。

ここでいう災害とは震災だけではないことは言うまでもなく、豪雨による水害、原因はともかくも火災や施設の損壊による資料の損傷、台風等による施設の破壊などに対しても、緊急連絡から始まり応急処置までの流れは明確にしておかなければならない。開館時間中の観覧者への安全対策はどうか、停電や不法侵入者、落書き、そして害虫の異常発生なども緊急事態として対応策が検討されていなければならない。最近の世界事情を意識すればテロ対策も必要になるだろう。このように防災計画とは、決して特殊な大災害のためだけに備えれば良いというものではないということに気付いて頂きたい。

² URL : <http://www.lit.kobe-u.ac.jp/macchan/>

³ URL : <http://www.jcpnpo.org/>



日本銀行金融研究所アーカイブの活動

日本銀行金融研究所アーカイブ担当 大宮 均

1. 日本銀行金融研究所アーカイブの概要

日本銀行金融研究所アーカイブ（以下、「アーカイブ」という。）では、日本銀行が作成した資料を中心とする金融及び経済に関する歴史的資料の収集・保存・公開を行っています。当アーカイブはまた、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び同施行令に基づき、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同施行令の規定による適切な管理を行う施設として総務大臣の指定を受けており、平成14年10月からは同法令の定めにより公開等の業務を行っています。

なお、日本銀行による歴史的資料の公開自体は、日本銀行創立100周年記念事業の一環として昭和57年から行われており、既に四半世紀近い実績があります。

2. アーカイブ所蔵資料の概要

アーカイブでは、明治15年（1882年）の日本銀行創業以来の、作成部署での保管期間が満了した資料や帳簿類等で、歴史的・文化的又は学術研究上の価値のあるものを、アーカイブ所蔵資料として保管しています。残念ながら、大正12年（1923年）に発生した関東大震災の際に、地震による大火によって日本銀行本店本館3階にあった公文保存室が焼失し、創業から被災までの間に作られた貴重な資料の多くが失われました。

それでも、日露戦争時に募集した英貨国債の見本や、ジョサイア・コンドル（重要文化財に指定されている日本銀行本店本館を設計した辰野金吾の先生）の作成した図画など貴重なものが数多く保存されています。また、高橋是清（元首相・大蔵大臣・日本銀行総裁）の書簡等個人寄贈資料も保有しています。

歴史的資料の収集は現在も続いており、日本銀行が作成した文書等（法人文書）のうち、原則として保管期間の区分が10年以上のものの中から、歴史的・文化的・学術研究上の価値があると認められるものを選別し、保管することとしています。このほか、こうした価値があるものについては、個人からの寄贈も受け入れています。

3. アーカイブでの閲覧・レファレンス

アーカイブ所蔵資料の利用を希望される方は、どなたでも、所定の手続きを取ることに

より閲覧ができます。閲覧は事前予約制になっており、閲覧を希望される方には、メール/FAX/郵送のいずれかでアーカイブに連絡するようにお願いしています（データシートの項参照）。

日本銀行は、民間金融機関との取引（資金の貸出等）を通じて、金利の調節等の金融政策を遂行していることなどから、所蔵資料の多くに法人情報等が含まれています。このため、法令の定めに従って、事前に非公開とする部分を特定しマスキングなどの措置をとることが不可欠な状況にあります。こうした事情に基づく事前予約制ですので、閲覧希望者の方々のご理解をお願いしたいと考えています。

因みに、アーカイブ所蔵資料の一般の方の利用は、アーカイブが発足した平成14年10月から平成17年度末（平成18年3月）までの間に、閲覧者が225人、閲覧冊数が875冊、複写（補助光を使わない撮影 デジタルカメラを含む の方式に限定）枚数は39,526枚です。そのほとんどが、金融史・経済史の研究者の方による論文執筆のための資料ないし、地方自治体史の編さんを担当されている方による編さん用資料としての利用です。

4. 今後の活動

アーカイブでは、平成17年10月に、外部有識者から構成される「アーカイブ諮問委員会」を発足させ、アーカイブ活動の進め方、関係学界との交流等、アーカイブの運営に関する重要事項について審議いただくこととしました。

今年度は、同諮問委員会の答申を得て、以下のような課題に取り組んでいく方針です。

- (1) 歴史的資料の受入れ強化
 - ・ 行政機関から国立公文書館へ移管される歴史的公文書等の移管基準が平成17年6月30日付で改正されたことを参考として、日本銀行においてもその時々の問題意識を反映する広報用ポスター等のアーカイブへの移管を求めることとしました。
- (2) 保存対策の強化
 - ・ 紙媒体を中心とする歴史的資料を末永く利用可能な形で保存するため、外部専門家の協力を得て保存対策の基本方針を明定する予定です。また、劣化が著しい紙資料（第2次世界大戦と戦後の混乱期に使用された酸性紙など）の情動的価値を保存するための媒体変換（マイクロフィルム化）などを推進します。
- (3) 目録の整備・拡充
 - ・ 歴史的資料の利用を容易にするため、個別資料目録の有無、公開状況（全部公開・全部非公開・部分非公開の区分）等を記載した目録の作成・整備を、計画的に進める予定です。また、目録を電子化（電子目録化）し、検索等を容易にします。
- (4) 目録のホームページでの公開
 - ・ 電子目録を、アーカイブのホームページである、日本銀行金融研究所ホームページ「歴史的公文の公開」の項（データシート参照）に掲載するための準備を進めています。

(5) 利用者サービスの向上に関する検討

- ・ 国立公文書館等の他の同種機関での対応ノウハウを収集し、アーカイブで対応可能なものがあれば、利用規則を改正するなどして実施することを検討します。

(6) 年報の作成と公開

- ・ 17年度中のアーカイブの活動を記述したアーカイブ年報を作成し、ホームページで公開するための準備を進めています。



データシート

平成18年4月1日現在

- ・機関名：日本銀行金融研究所アーカイブ
- ・所在地：〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-1
- ・電話/FAX/メールアドレス：03-3277-2151 / 03-3277-1456 / archive@imes.boj.or.jp
- ・ホームページ：<http://www.imes.boj.or.jp/archives/index.html>
- ・交通：地下鉄銀座線三越前駅から徒歩3分
 - ：地下鉄半蔵門線三越前駅から徒歩1分
 - ：JR東京駅日本橋口から徒歩10分
- ・開館年月日：平成14年10月1日
- ・組織：
 - 館長以下12名（うちアーキビスト6名。1名は日本銀行金融研究所貨幣博物館との兼務者）
- ・開館日/開館時間
 - 開館日：次の日を除き利用できます。
 - ・土曜日、日曜日、国民の祝日
 - ・12月28日から1月4日までの日
 - ・臨時休館日（事前にHP等で公示）
 - 開館時間：9：30～17：00
- ・主な事業（平成17年度）：

資料収集	日本銀行作成資料（保管期間10年以上）、個人寄贈資料等
所蔵資料整理	目録（簿冊）整備、個別資料目録整備
所蔵資料の保存	マイクロフィルム化、中性紙箱作製・収納
展示	日本銀行海外事務所・支店での周年記念展示への複製提供

京都大学大学文書館の紹介

京都大学大学文書館 清水 善仁

1. はじめに

京都大学大学文書館（以下、当館）は6年目の夏を迎えている。平成12年（2000）11月の設置以来、大学の事務本部や各部局より移管された非現用法人文書、あるいは『京都大学百年史』の編集過程で収集された資料をはじめとする京都大学の歴史に関する個人や団体の資料などを中心として、鋭意、調査や整理をおこなってきた。この間、平成15年12月に百周年時計台記念館歴史展示室における常設展示「京都大学の歴史」を開始し、平成16年4月には閲覧業務を開始した。またこの他にも、大学史・高等教育史をはじめ、大学アーカイブズに関する調査・研究活動などを積極的におこなっている。

「京都大学大学文書館の紹介」と題したこのコラムでは、こうした当館における日常の主な業務の概要を述べると同時に、6年目を迎えた当館が抱えている課題についてもあわせて触れておきたい。そのことによって、京都大学大学文書館の現在を紹介することができればと思う。

2. 日常の業務

2.1 資料の収集

当館では、非現用法人文書をはじめ、学内刊行物や図書・雑誌を継続的に収集すると同時に、京都大学の歴史に関わる個人や団体からの資料の寄贈・寄託も受け付けている。このうち非現用法人文書は、事務本部・各部局で作成されたファイルのなかで、保存期間が満了したすべてのファイルが、原則として毎年移管されることになっている。1年につき約5,000～6,000点のファイルの移管を受け、その上で、移管されたファイルのリストと現物との照合作業をおこなっている。

2.2 資料の評価・選別

評価・選別は当館の最も重要な業務の一つであり、毎年、各部局から移管されたファイルに対して評価・選別をおこなっている。平成17年度はこの作業によって、約9,000点のファイルを廃棄した。これは、当館が保存する各部局よりの移管ファイル全体のおよそ37%に相当する量である。なお、この点については後の課題のところでも改めて詳しく触れることにする。

2.3 資料の整理・保存・公開

移管を受けたファイルは当館の書庫に配架され、整理作業すなわち目録の編成・記述を

おこない、その上で公開される。その過程では、公開前の個人情報の確認という重要な作業がある。移管を受けたファイルのなかには、ある個人に関わる様々な情報が記載された資料を含むものが少なくない。氏名や住所はもとより、学歴や職歴、あるいは家族構成や健康履歴に関する情報などである。そのような情報＝個人情報に記載された資料を公開することによって、その個人に重大な影響を及ぼすと考えられる場合、それらを保護する必要性が浮上する。具体的には、マスキングや袋がけという処置であり、あるいは非公開という判断である。こうした個人情報を公開前に確認することは、当館として不可欠かつ重要な作業である。そのような作業を経て現在公開されている資料は、非現用法人文書が5,021点、個人資料が2,314点である。なお、閲覧可能な資料の目録については、当館のホームページでも見ることができる。

2.4 資料の展示

はじめにも少し触れたように、当館では常設展示「京都大学の歴史」をおこなっているが、年に1～2回、2～3か月の期間で当館所蔵の資料を中心とした企画展示もあわせて開催している。最近では、平成17年1～2月の「総長の肖像画」、平成18年1～4月の「京都大学における「学徒出陣」」が挙げられる。

2.5 調査・研究活動

当館では、大学史・高等教育史ならびに大学アーカイブズに関する研究をおこなっている。特に後者、大学アーカイブズに関する研究では、現在、科学研究費補助金（基盤研究（B））「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」（研究代表者：西山伸・京都大学大学文書館助教授）において、京都大学のみならず多くの大学や機関から参加者を得て、活発な議論が展開されている。またこうした調査・研究活動の成果は、当館発行の『京都大学大学文書館研究紀要』や『京都大学大学文書館だより』にも反映されている。

3. 現在の課題

以上のような当館における様々な日常業務の遂行過程で、我々は日々多くの課題に直面し、それらに対する解決方法を議論し模索し続けている。そこでこの項目では、現在、当館が抱える課題について、特に2点に絞って論じてみたい。

3.1 非現用法人文書の評価・選別

日常業務のところでも少し触れたが、当館では平成16年度から非現用法人文書の評価・選別を始めている。昨年度の成果は先に示した通りだが、今年度もまもなく評価・選別をおこなう予定である。評価・選別は、保存か廃棄かという判断に多くの困難をとまなうものであり、したがってそれをどう解決するか、これまでに多くの議論がなされてきたところである。ただ、評価・選別作業にあたって一つ言えることがある。すなわち、目の前の数多のファイルをただそのままに残しては、書庫はすぐ満杯になってしまう。したがって、京都大学における様々な営みが詳細に記録された資料が、将来の京都大学にとって、その当時の姿や活動を反映する、いわば証拠となるような内容のファイルを残していくことが重要であり、基本的にはそうした視点からの評価・選別でなければならないというこ

とである。そしてそこにこそ、当館の存在意義があり、かつその力量が問われるところであると思う。そのためには、自治体の文書館などで採用されているような評価・選別の方法（２段階の評価・選別、評価・選別自体の記録の作成と保存など）や先記科研費研究会の議論を参考にしつつ、当館における評価・選別方法の検討を重ね、これからの作業に取り組んでいかなければならないと考えている。

3.2 目録の編成と検索システムの構築

現在、当館ではデータベースによる検索システムを開発していない。利用者が当館所蔵の資料を検索しようとする場合、Microsoft Excelのフィルタ機能を使ってのみそれができる。それでもある程度検索機能を果たすことは可能であるが、より効率的な検索を望む場合、データベースの構築は課題の一つである。

同様にそれは目録の編成・記述でも指摘できる。現在公開している当館の目録では、移管元の部課を基礎としてシリーズ単位による編成がなされている。例えば総務部総務課の文書であれば、「科学技術研究調査」「学内達示書類」「総長挨拶原稿」などに分類され、そのシリーズに該当するファイルが配列されている仕組みである。この問題を検索との関連から提起するとすれば、現在の目録には解題や解説がないため、各シリーズがどのような性格のものなのか、目録を見ただけでは判別しがたいということがある。例えば、先記の総務部総務課文書であれば、「文部省往復書類」「文部省開申上申書類」「文部省伺指令書類」「文部省内訓例規書類」「文部省報告書類」「文部省令達通牒書類」と似たようなシリーズ名が多く並び、それぞれがどのように異なるのか、一見しただけでは分からない。もちろん、各シリーズのファイルの一つひとつ見ていけばその違いは判然とするのだが、目録は利用者にとって目当ての資料へと導く手助けでなければならず、そのためには解題を設けて、各シリーズの解説をおこなうことも不可欠な作業といえる。

4. おわりに

以上、ごく簡単にではあるが、京都大学大学文書館の現状と課題のそれぞれについて記してきた。これまで述べてきたような日常業務への対応や課題解決への模索を通じて、我々は現在保存管理している（あるいはこれから保存管理しようとする）文書を、10年後、100年後の京都大学、ひいては人類・社会に、どうすればよりよい形で伝えていくことができるかということを念頭に置きながら日々の業務をおこなっている。京都大学の記録遺産＝アーカイブズを未来に継承する役割を担う存在として、これからも京都大学大学文書館の果たすべき役割は小さくない。



平成18年4月1日現在

データシート

- ・機関名：京都大学大学文書館
- ・所在地：〒606-8501京都市左京区吉田本町
- ・電話 / FAX / E-mail：075-753-2651 / 075-753-2025 / archiv52@mail.adm.kyoto-u.ac.jp
- ・ホームページ：http://kua1.archives.kyoto-u.ac.jp/ja/
- ・交通：徒歩 / 京阪出町柳駅から徒歩10分
バス / 京大正門前または百万遍下車すぐ
- ・開館年月日：平成12年11月1日
- ・設置根拠：京都大学大学文書館規程
- ・組織：館長 | 研究部門
運営協議会 |

事務部門（総務部総務課）

- ・建物：百周年時計台記念館・楽友会館・近衛館
延床面積 1,821㎡ 書架延長 約6,300m
- ・収蔵資料の概要（平成18年4月1日現在）：
移管法人文書 約50,000冊 図書・刊行物 約12,000冊
個人寄贈・寄託資料 約50,000点
- ・開館日数 / 閲覧室利用者数（平成17年度）：228日 / 759人
- ・主な事業（平成17年度）：

1. 資料の収集

- ・事務本部・各部局非現用法人文書の受け入れ
- ・学内および関係諸機関印刷物の受け入れ
- ・個人資料の受け入れ

2. 資料の整理

- ・資料目録の作成
- ・写真資料の整理
- ・各部局移管の非現用法人文書の評価・選別

3. 資料の公開

- ・所蔵資料の公開

4. 調査・研究活動

- ・『京都大学大学文書館研究紀要』第4号の発行
- ・京都大学における「学徒出陣」に関する調査・研究

5. 広報・教育活動

- ・展示「京都大学の歴史」の開催
- ・展示「京都大学の歴史」図録の発行
- ・企画展・テーマ展の開催
- ・『京都大学大学文書館だより』第8号・第9号の発行
- ・大学文書館ホームページの更新

6. その他

- ・オープンキャンパス2005への協力
- ・他部局の企画展示室の利用
- ・新採用職員研修への協力
- ・他機関への資料の貸出
- ・科学研究費補助金（基盤研究（B））「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」にもとづく研究



開館しました！奈良県立図書情報館の紹介

奈良県立図書情報館 乾 聰一郎



前景

平成17年11月3日、構想から10年を経て、奈良県立図書情報館が開館しました。日平均の入館者は1,600～1,800人で、開館から57日目で利用者は10万人に達し、186日目で30万人を突破しました。

図書情報館は、奈良県の新しい情報発信拠点として、新たな図書館施設のあり方を提案しています。これまでの図書館は、図書・資料の保存・利用機関としての役割を担ってきましたが、

図書情報館は、メディア環境の急速な発展・進化をふまえ、図書・資料だけではなく、ネット環境を充実させ、より幅広い調査・研究に資するとともに、情報リテラシーの向上や利用者自身の情報発信を手助けする総合情報センターとしての機能を有しています。さらに、図書情報館自身が、地元企業や行政機関、団体、外国機関等との積極的な連携により、企画展示やイベントなど、これまでにない情報発信に努めています。

他方、明治以来の県行政文書を一体的に管理し保存利用に供する公文書館機能をもつ施設でもあります。従来からの図書資料、文書資料といった枠組みを情報センター機能で統合する試みでもあります。

施設面においては、閲覧席410席のうち、約半数の席でインターネットに接続可能で（パソコン設置席：82席、持ち込みパソコン接続可能な席：110席）、文書編集などを行うこともできます。



パソコン設置席



アトリエ

アトリエやオーサリングルームなどでは、画像や動画の編集や、大型プリンターを利用したデータ出力、さらに、デジタルスタジオでは、素材の撮影や音声編集なども可能です。

専門資料スペースには、奈良県関係資料を集積した「ふるさとコーナー」や全国から寄贈された戦争に関わる記録などを集めた「戦争体験文庫」があります。また、国際交流コレクションや情報コレクションなど特色ある図書を開架しています。

一般資料スペースは、15万冊開架可能で、雑誌1,500誌のほか新聞、地図等も開架されています。また、会議、研修、講演会等に使用できる交流ホール（最大220名収容可能で、3室に分割可能、有料）や駐車場（310台）も備えています。

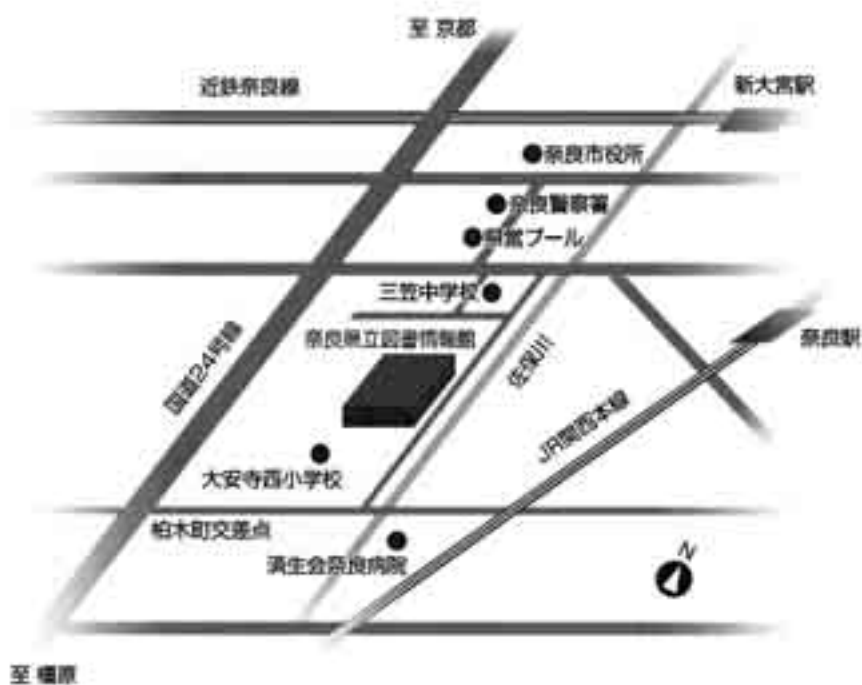


開架書架

奈良県立図書館は、これまでの図書館機能に加え、情報発信が新たな情報発信を生む、知的交流の場となるようなユニークな存在でありたいと考えています。



開館記念講演会（交流ホール）



地図

データシート

平成18年4月1日現在

- ・機関名：奈良県立図書情報館
- ・所在地：〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目1000番地
- ・電話 / FAX / E-mail：0742-34-2111 / 0742-34-2777 / info@library.pref.nara.jp
- ・ホームページ：http://www.library.pref.nara.jp/
- ・交通：徒歩 / 近鉄新大宮駅より約20分
 バス / 近鉄奈良駅・JR奈良駅より「県立図書情報館」行き終点15～20分
 近鉄新大宮駅より「四条大路南町」行き「県立図書情報館西口」下車15分
- ・開館年月日：平成17年11月3日
- ・設置根拠：奈良県立図書情報館条例
- ・組織：

館長	副館長	司書監
サービスサポートグループ（総務・情報システム管理・情報資源整備）		
資料・情報サービスグループ		
（情報リテラシー・ビジネス行政支援・地域研究支援・交流）		
- ・建物：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階（公文書館機能部分）
 *特に機能により分けていない。
 敷地面積 31,638㎡ 延床面積 11,820.91㎡
- ・収蔵資料の概要（平成18年4月1日現在）：
 図書、雑誌、新聞、奈良県庁文書、奈良県関係古文書、同絵図等
- ・開館日数 / 閲覧室利用者数（平成17年度11月から）：117日 / 200,135人
 189日 / 307,369人（6 / 25現在）
- ・主な事業（平成18年度）：
 - 企画展示
 - 写真展「世界の共通語としてのサッカー」、激動の古都パリ「ベルサイユのばら」の時代展ほか多数
 - 講演会
 - 開館1周年記念講演会ほか企画展示にあわせた記念講演会、トークショーなど
 - 情報ワークショップ、トークセッション
 - PC講習
 - サロンコンサート
 - その他、関係機関、団体等との共催による展示、セミナーなど多数開催予定

開館二十年を経た北海道立文書館

北海道立文書館 靄原美恵子

今から21年前の昭和60年（1985）7月、北海道立文書館は、国の重要文化財に指定されている北海道庁旧本庁舎（通称赤れんが庁舎）の中に、閲覧室、展示室、事務室と3箇所の書庫などを備え誕生しました。重要文化財のため、地下書庫から資料を出納するためのエレベーター設備も許されず、観光シーズンには行き交う観光客の間を縫うようにして資料を運ばなくてはならない悩みもありますが、道の本庁舎が近く交通アクセスも至便です。

北海道立文書館の自慢の一つは、所蔵する古い公文書にあります。文書館が所蔵する記録によれば、明治34年（1901）、赤れんがの建つ庁舎構内に石蔵を建て、ここに幕末から明治中期にわたる北海道関係機関（箱館奉行所、開拓使、札幌県、函館県、根室県等）の文書約2万冊を整理して収めたといいます。これが、現在「簿書」と総称される膨大な公文書群の由来で、現在は1万1千冊ほどの残存となっていますが、近代北海道草創期にあたる激動の30年間に集中し、その史料的价值は全国的にも高く評価されています。このうち箱館奉行所文書は、平成16年に国の重要文化財の指定を受けています。

「簿書」は、開拓使や北海道庁による史書、地誌などのコレクションである「旧記」約2千冊とともに、古くから北海道史研究の基本資料として知られていました。昭和34年（1959）、北海道史の研究者たちが、道の保有する「簿書」「旧記」の保存と活用を求め、図書館に移管するよう北海道議会に陳情、これに対して道は、図書館には移管せず、道が直接公開することを決めました。以来、「簿書」「旧記」ほかの史料は、道の庁内部署で一般道民に提供される時期が続きました。この担当であった文書課史料編集係が、その後総務部行政資料室（のち課）となって赤れんが庁舎内に設置され、北海道立文書館の母体となります。「簿書」は現在もなお、当館で最も多く閲覧されている資料群ですが、こうした資料がまとまって残されたこと、また図書館ではなく、道で直接公開するとした判断が、全国都道府県で10番目という、比較的早い時期での文書館設置につながったといえます。

昭和60年の開設当時は、まだ公文書館法成立前でもあり、公文書館と名乗るよりも、文書館、資料館とする施設が一般的でした。しかし、前身である総務部行政資料課ですでに所蔵していた資料はといえば、前述の「簿書」をはじめ、廃棄文書の中から少しずつ収集

していた道の文書など、公文書が大半を占めていました。当時の資料構成からいえば、公文書館を名乗ってもおかしくない状況でしたが、庁内の内部組織から公の施設として発足した文書館は、公文書のほか、私文書も幅広く収集するという考え方でした。また、近隣に図書館がないこともあって、北海道の歴史を研究するために必要となる刊行物の収集にも積極的でした。文書館は、資料と情報を幅広く集積した歴史資料センターであり、文書に関する専門的な知識を提供する、歴史研究の拠点となることを目指していたからです。

資料の収集ばかりでなく、館外の史料調査にも力を入れてきました。全道200を超える市町村役場をくまなく訪れ、収蔵する古い公文書の調査を行ったことは、公文書が貴重な歴史資料でもあることを、現場の職員に強く印象づけたと思います。私文書についても、個人宅に人知れず埋もれている文書を「発掘」し、所蔵者と市町村に保存の啓発を行いながら所在情報の集積を図るという、道内全域にわたる意欲的な調査を行いました。

しかし、こうした幅広い活動も予算と労力があってのことでしたし、道公文書の確実な収集や、累積する未整理資料の解消、あるいは資料目録のデータベース化など、足もとを固めるために解決しなければならない種々の課題が、次第に重くなっていきました。道公文書の収集については、文書主管課などの理解を得ながら、平成8年にようやく規程改正を果たし、文書館の希望にかなった引き渡しのシステムが整えられました。これにより、館に搬入される文書の点数も格段に増えましたが、文書の表題のみで可否を判断する選別方法の限界や、中間書庫を持たない中での永年保存文書の確保など、作業方法の検討や庁内職員の理解を得るための工夫が、さらに必要になっています。平成15年度からは、道でも電子公文書システムが本格導入されていますが、これを文書館資料に組み入れるための技術的方策も、いまだ研究途上です。

一方で、17年度からは所蔵資料の電子検索システムをスタートさせ、平日のみであった開館日を土曜にも拡大しました。講座などの普及事業も年々拡充しており、歴史研究の拠点とまではいえなくとも、道民に親しまれ活用される文書館をめざした活動を行ってきました。

開館20年目を迎えた昨年、文書館は知事の政策評価の中で、その機能を他の出先機関に移設・統合することを含め、文書館のあり方を早急に検討するよう求められました。道は危機的な財政状況への対策として、大幅な人員削減や組織機構の抜本的な見直しを行うことを表明し、特に出先機関に対しては指定管理者制度の導入や統廃合を強く打ち出したため、出先機関である文書館の去就が注目を集めました。館としては、施設の性格を、歴史資料センター的な役割から、道の公文書を中心とした公文書館的な役割へシフトするとしたうえで、道の公文書を収集し利用提供する以上、文書館は今後も直営で維持運営する必

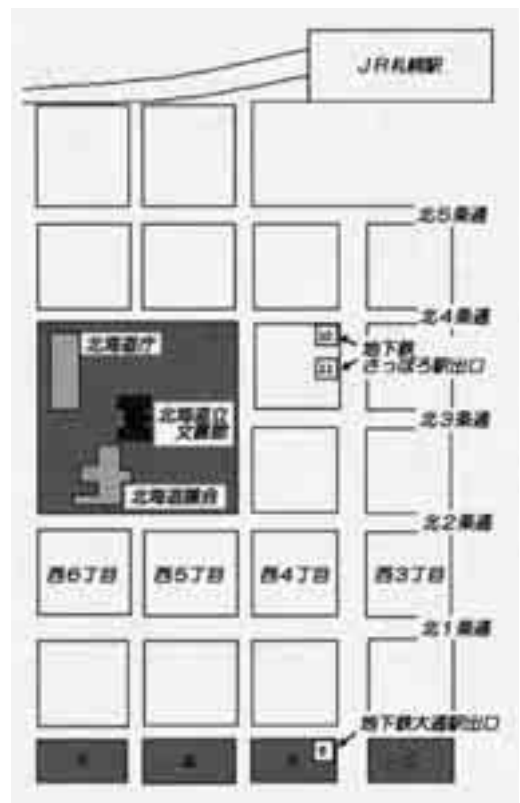
要があることを主張しました。開館以来収集を続けてきた私文書については、関係する市町村で極力保存が図られるよう働きかけ、散逸が危惧されるなど特別の場合を除き原則収集しない、などとする方針を出しました。

こうした道の動きや文書館の示した方向性に対し、文書館の規模縮小を懸念する歴史研究団体などから、事業の維持存続を訴える要望書が、知事と道議会議長にあて次々と提出されました。文書館という施設と、その果たすべき使命について、議会での質問や新聞への寄稿など、道民の目に触れる形で、これまでにない問題提起がなされた1年でした。

今年4月、開館以来独立した出先機関であった文書館は、法制文書課の内部組織となって21年目の再スタートをきりました。19人の職員は12人に削減されましたが、条例設置の公の施設としては維持されました。小さな組織にはなりましたが、これまで寄せられた史料保存への危惧や文書館への期待に応えるためにも、職員が知恵を出しあって、できる限りのサービスを提供し、各方面との連携を一層強めていかなければならないと考えているところです。



写真 北海道文書館



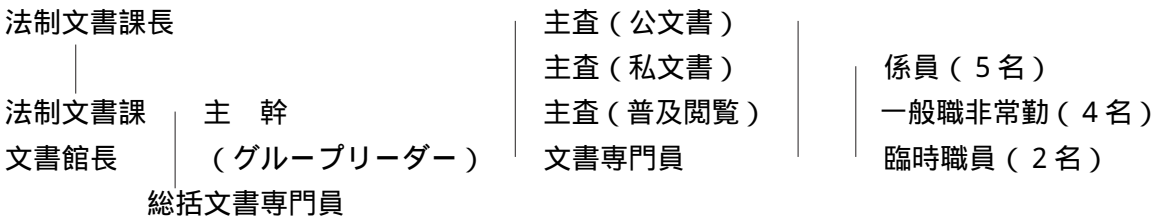
地図

データシート

平成18年6月1日

現在・機関名：北海道立文書館

- ・所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目赤れんが庁舎内
- ・電話 / FAX / E-mail：011-204-5073 / 011-232-1851 / somu.monjyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- ・ホームページ：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/
- ・交通： JR札幌駅から徒歩10分
地下鉄さっぽろ駅から徒歩5分
- ・開館年月日：昭和60年7月15日
- ・設置根拠：北海道立文書館条例（昭和60年4月1日条例第6号）
- ・組織



- ・建物：文書館本館 1,264㎡（赤レンガ庁舎総面積 5,004㎡）
文書館別館 637㎡（別館総面積 1,204㎡）
- ・収蔵資料の概要（平成18年6月1日現在）：
公文書 50,568点 私文書 31,810点 刊行物等 190,107点
合計 272,485点
- ・開室日数 / 閲覧室利用者数（平成17年度）：281日 / 2,959人
- ・主な事業（平成17年度）：

資料整備	公文書・私文書・刊行物等の収集、整理、保存、利用
講習会等	古文書解読講座、古文書教室、文書でみる北海道史講座、 文書等保存利用機関・団体等職員研修会
刊行物	研究紀要、史料集、北海道内私文書所在情報一覧、館報赤れんが

平成17年度公文書等移管計画について

国立公文書館 業務課連絡調整係

平成17年度は、内閣官房長官主宰の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告（平成16年6月提出）を踏まえ、内閣府とともに移管基準の改正案を作成し、平成17年6月、「歴史資料として重要な公文書等の移管に関する主管課長会議」の議を経て、同年6月30日付けで「各府省庁官房長等申合せ」及び「各府省庁文書課長等申合せ」を、同年7月12日付けで「内閣府大臣官房長・会計検査院事務総局次長申合せ」及び「内閣府大臣官房管理室長・会計検査院事務総長官房総務課長申合せ」を改正した。

本改正により、保存期間が30年以上経過した文書、閣議請義に関する文書、事務次官以上の決裁文書等、移管対象となる文書類目が明確化されるとともに、広報資料が新たに移管対象となった。

また、今年度から新しい移管基準により手続き面でも改善が図られ、移管文書の内容を事前に把握・精査するため、当該文書を特定の上、その文書の提示及び説明その他必要な協力を当該行政機関に求めることができることになった。

この移管基準の改正の趣旨を徹底するため、7月5日の閣議後の閣僚懇談会において、内閣官房長官から各閣僚に対し、歴史公文書等の移管の促進への一層の協力方を要請した。また、前日の7月4日の事務次官等会議においても、内閣府事務次官から同旨の要請を行った。

さらには昨年と同様、館長が内閣府大臣官房管理室長を同行し、各府省庁事務次官等に直接面会の上、歴史公文書等の移管の重要性について説明するとともに、改正移管基準の趣旨等について理解を求め移管の促進方を要請するなど、歴史公文書等がよりの確に移管されるように関係府省等との連携の強化を図った。

[日程]

(平成17年)

- ・ 4月22日 移管に関する事務連絡会議（第1回）
- ・ 6月10日 移管に関する事務連絡会議（第2回）

- ・ 6月21日 移管に関する主管課長会議（第1回）
- ・ 7月19日 移管に関する主管課長会議（第2回）
- ・ 9月15日 事前の申出及び協議締切
- ・ 10月26日 移管申出の回答（各府省大臣等 内閣総理大臣）

、

- ・ 12月21日 内閣総理大臣から館長あて意見照会
- ・ 12月27日 館長から内閣総理大臣宛て意見の申出

（平成18年）

- ・ 2月23日 館長から内閣総理大臣に対し、申出のなかった行政文書について意見の申出
- ・ 3月22日 内閣総理大臣が移管計画を決定
- ・ 3月23日 移管に関する主管課長会議（第3回）
- ・ 4月～5月 受入れ

平成18年3月22日付けで平成17年度移管計画が決定され、概要は下表のとおり移管対象の全18機関から7,722ファイルの行政文書及び16機関から831件の広報資料が移管されることとなった。

行政資料

（単位：ファイル）

内閣官房	33	警察庁	80	財務省	957	国交省	377
法制局	573	防衛庁	1,362	文科省	1,080	環境省	163
人事院	33	金融庁	42	厚労省	129	検査院	53
内閣府	1,263	総務省	247	農水省	427	計	
公取委	21	法務省	215	経産省	667	18機関	7,722

広報資料

（単位：件）

内閣官房	1	警察庁	8	財務省	9	国交省	29
法制局	2	防衛庁	326	文科省	0	環境省	71
人事院	6	金融庁	8	厚労省	126	検査院	10
内閣府	51	総務省	30	農水省	112	計	
公取委	0	法務省	39	経産省	3	18機関	831

平成17年度公文書館専門職員養成課程修了論文について

本年度、修了が認められた提出者及びその論文の題目等は以下のとおりである。

氏名	公文書館等名	修了研究論文の題目
大尾 敬子	宮内庁書陵部	宮内庁書陵部の現状と今後のあり方を考える
菅野 直樹	防衛庁 防衛研究所図書館	わが国公文書館等制度のなかの防衛庁防衛研究所図書館史料室 - 寄贈受業務を通じて -
牛嶋 孝	防衛庁 陸上自衛隊研究本部	情報公開に対応したレコードマネジメント - 米陸軍と陸自（研究本部）の比較を交えて -
栗原 秀子	衆議院事務局 憲政記念館	立法府のアーカイブズを考える - 憲政記念館を中心に -
大島 康作	国立国会図書館	国立国会図書館憲政資料室所蔵日本占領期関係資料のホームページ上での紹介 - 改善に向けて -
木村 秀弘	茨城県立歴史館	茨城県立歴史館における個人情報を含む行政文書の閲覧制限に関する試論
渡 政和	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館収蔵資料の総合データベース項目について
野田 宜弘	神奈川県立公文書館	地方公文書館における展示事業のあり方 - 神奈川県立公文書館行政資料課の場合 -
清水 太郎	鳥取県立公文書館	旧市町村役場は何を引継いできたか - 明治末から昭和の大合併まで -
加藤 祐二	福岡県	福岡県における今後の公文書等の保存の在り方について
垣花 優子	沖縄県公文書館	公文書館における情報活動と公文書館・アーキビストの役割
外間より子	北谷町公文書館	市町村における公文書館運営について ～北谷町公文書館の取り組みを通して～
森谷 文子	国立歴史民俗博物館	本館における資料製作に係る諸権利の整理について
原田 典子	逓信総合博物館 郵政資料館	逓信総合博物館（郵政資料館）の資料保存環境整備について
高島 正憲	日本銀行金融研究所 アーカイブ	企業とアーカイブ活動の役割について
荒木 一彦	国立公文書館	国立公文書館における専門職員養成課程について

平成17年度公文書館専門職員養成課程修了論文その成果と課題

国立公文書館 高山 正也

1. 修了論文完成に至る経緯

平成17年度の公文書館専門職員養成課程は平成17年9月26日から同年10月7日にいたる前期2週間と、平成17年11月7日から同月18日にいたる後期2週間の計4週間の日程で行われた。前期、後期にわたる研修内容は、「公文書館論」、「公文書資料論」、「資料管理論」、「資料情報サービス論」の各分野にわたる37科目に及び、担当講師は館内外から33名、さらに加えて関係5機関の協力も得て、実施された。

受講者は国の機関である5機関から5名、地方自治体に所属する7機関から7名、独立行政法人等の4機関から4名の合計16機関からの16名の各職場で中堅もしくは主導的立場にある受講者を中心とする実務担当者であった。

論文作成の手順は前期最終日の10月7日（金）の午後、受講者全員が論文ならびに論文テーマについての構想を口頭で発表し、指導講師を兼ねる審査委員会委員からの講評を受けた。受講者はその講評を参考に、各自の職場に戻り、前期で修得した新たな知見を加え、論文構想の深化を図った上で、後期の課程に参加した。後期の最終日には、「修了研究論文の題目」の申請にあわせて、題目設定の理由ならびに準備状況の報告を行い、論文審査委員の質問・指導を受けた。

以上の学習・指導の成果として、翌平成18年の2月までに受講者全員の16名から修了論文が提出された。

2. 修了論文の講評

16編の修了論文はそのテーマはもとより、論文の形式、テーマに対する考察の視点、論文としての完成度等、それぞれに個性的であり、多様であった。

テーマについては、各地域に根ざした公文書館特性、アーカイバル・コレクションの属性、公文書館の資料・サービス提供、専門的な担当者としてのアーキビストのあり方等に区分・類型化できる。

考察の視点はアーカイブズ・行政の側での管理者と担当者の視点、アーカイブズ利用者としての研究者、一般利用者の視点等に別れている。

論文の完成度としては、きわめて完成度の高い論文から、初歩的な資料集めを終えた段

階のものまで多様であった。

以上のように多様な成果物としての修了論文が提出されたが、いずれも、それぞれの執筆者が、多忙な日常業務の間を縫って執筆したことを勘案すると、その努力はきわめて高く評価できる。また、提出された論文はその所属する館や組織の実態を反映して、現時点での日本の公文書館等の組織の実態を知る上で、情報価値の高い資料となっている。

一方、多忙な業務の中での執筆であっただけに、多くの論文に、関連・参考資料類の探索に十分な時間がとれず、論述に不十分な箇所が見られたことも事実である。今後、高度な専門職として、また、公文書館専門職員としての研修をさらに充実させるには、研修に割りうる十分な時間と環境の整備が求められている。

3. 修了論文の審査ならびに審査結果

平成17年度において提出された16本の修了論文についての最終審査は平成18年3月13日に、論文等審査委員会の5人の審査委員が出席して審査が行われた。提出された各論文に基づき、指導講師からのコメント・意見と審査担当の委員からの評価意見が出され、審議の結果、提出された16本の論文全てが合格と判定された。

4. 養成課程の更なる充実に向けての課題

公文書館専門職員養成課程は国立公文書館が実施している5種類の研修事業における中核をなす研修プログラムである。上記の「講評」においても述べたように、今回の修了論文に見られる主な問題点を改善するには、当面次の諸点についての対策を検討することの重要性が考えられる。

- (1) より多くの受講者が、国と地方の主要公文書館から参加することで、わが国の公文書館の実態が論文に反映され、国立公文書館にとっての情報源となること。
- (2) テーマ確定後、論文のまとめにより多くの時間が確保できる方策の確立が必要である。この目的で、平成18年度においては「修了論文研究」の時間を新設したが、各職場における協力も求められる。
- (3) 前期、後期の間設けられた「修了論文研究」の時間を実りあるものにするための国立公文書館側の支援体制の確立も必要となる。具体的には、指導講師との交流機会の拡大や資料・文献探索のためのレファレンス体制の強化、さらには研修者が研修期間中に使える図書室や自習室等の学習スペースの確保・整備等も必要である。
- (4) 16名の提出した修了論文の体裁・形式が統一されていない。そこで、国立公文書館で発行する「北の丸」や「アーカイブズ」などを参考に「論文執筆要項（仮称）」を作成し、それに準拠して執筆することが急務となる。

平成18年度全国公文書館長会議について

国立公文書館 業務課連絡調整係

平成18年5月26日（金）、東京都において、平成18年度全国公文書館長会議を開催いたしました。

この会議は、公文書館法の円滑な運用及び歴史資料として重要な公文書の適切な保存・利用を図るため、国及び地方公共団体が設置する公文書館及び類縁機関の館長の参集を求め、各館等が当面する諸問題についての協議を行うとともに、相互の緊密な連絡を図ることを目的として、平成元年から開催しています。

今回は、当館の招聘により国際公文書館会議（ICA）執行委員会が東京で開催されることに伴い、記念講演会・同レセプションへの参加と併せて東京で開催しました。

前日の25日（木）に開催された国際公文書館会議（ICA）執行委員会委員による記念講演会・レセプションには、各館長等も参加して、ICAの執行委員・事務局関係者や他の参加者と積極的な意見交換等を行いました。

会議の参加者は、宮内庁書陵部、防衛庁防衛研究所の2館、地方公共団体の公文書館39館の41館が参加しました。

会議の前半は、当館菊池館長のあいさつの後、当館からの諸報告として「平成18年度年度計画」、「平成17年度業務実績」、「平成18年度研修計画」、「平成17年度国際交流実績及び18年度国際会議開催予定」、また、「中間書庫に関する研究会」、「電子媒体に関する研究会」の2つの研究会報告と、今後の懇談会における動向についての報告を行いました。

会議の後半は、「市町村合併時の公文書保存に関するアンケート」と「国立公文書館が実施する研修に関するアンケート」について結果報告を行った後、当館の高山理事による司会で各館長との意見交換を行いました。

市町村合併時の公文書保存に関



写真 菊池館長挨拶

して各館からは、「調査・指導は市町村合併が終わってから行った方が効率的である」、「首長に直接会って公文書等の保存の重要性を説明しなければ効果的ではない」、「受け皿となる文書館的施設も造るような働きかけも合わせて行う必要がある」、「文書による通達だけでなく実際に出向いて相談・助言しなければ効果的ではない」との意見があり、また、国立公文書館が実施する研修に関して各館からは、「指定管理者制度が導入されると、館の運営に何らかの影響を与えることは間違いないので、どのような活用の仕方をすべきか考えておく必要がある」、「できるだけ職員の派遣をしたいとは考えているが、4週間にわたる養成課程へ職員を派遣すると、館の保存に係る経費分ぐらいの額になってしまい困難である。」との意見がありました。



写真 会議風景

これらを受けて、当館理事が締め括りを行い、市町村合併時の公文書保存に関しては、「地域の文化や歴史を記録した資料類が安易に散逸、廃棄されることは取り返しのつかない歴史と自己アイデンティティの喪失につながることであり、引き続き取組を強化していただきたい」、また、国立公文書館が実施する研修に関しては、「公文書館業務に従事する人から

公文書の管理、保存に関わる業務、一般の事務職に至るまでを対象に研修プログラムを用意しているので、当館の研修の場を活用するなどして知見の交換を行い、各館が直面している困難な問題の解決の一助としていただきたい」と、それぞれ要請をしました。

最後に、次回の館長会議について、平成19年6月上旬の2日間とし、岡山県立記録資料館の協力を得て岡山県で開催することを申し合わせました。

平成18年度 全国公文書館長会議における挨拶

国立公文書館 菊地 光興

全国公文書館長会議の開催に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

本日は、全国各地から当会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今年度から、この会議を「全国公文書館長会議」という形で名称を改めました。昨年までは「都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」と言っていましたが、それでは政令指定市でない市、町、あるいは区について「等」というところに含めていることとなります。公文書館法によると「国と地方公共団体は公文書館を設ける」となっており、政令指定市と都道府県だけが設ければいいというものではないですし、都道府県の中でもまだ30しか設けられておりません。市町村合併によって、自治体数が1,800ぐらいになると思いますが、ほかの地方公共団体と基礎的地方公共団体、等しくそれぞれの地域の公文書館を持つのが理想の姿であって、その中で都道府県と政令指定市だけを抜き出してほかを「等」とするのは非常に不当だと思い、今年度から名称を改めさせていただきました。今回からは都道府県、政令指定市の人たちと並んで市区町村の公文書館の代表者も胸を張ってこの会議に出席していただきたいと思っている次第でございます。

今回の館長会議につきましては、国際公文書館会議、I C Aの執行委員会を東京に招聘し、それに合わせて記念講演会等を開催いたしました。皆様のご出席、ご参加を仰ぐために館長会議を翌日に開催することとしてご案内を申し上げた次第であります。

昨日の講演会におきましては、執行委員会に出席したI C Aの会長、ロレンツ・ミコレツキー氏及び事務総長のジョアン・ヴァン・アルバダ事務総長並びに世界各地の公文書館の代表3名の方々からそれぞれの地域における公文書館制度等の実情をご報告いただいたところでございます。

私も大変驚いたのですが、アフリカ南部の非常に貧しいサブサハラと言われる地域に存在するボツワナから女性の館長が来てくれまして、我が国よりもはるかに進んだ現用文書といわゆる公文書との一体的な総合管理の実態について話をしてくれました。

何でボツワナかというと、ボツワナは国際金融市場において日本を上回る好条件で国債を発行できる国で、それだけガバナンスが良い。ガバナンスの良さというのは、きちんとした記録を残していくことがベースになっているということの一つの端的な表れだと。日本よりはるかに進んだ公文書館制度というものを導入し、そのために新しい国であるに

もかわらず、非常な努力をしている。そういうことを皆さんに実感していただければと思ったわけでございます。

講演会終了後のレセプションにご出席いただいた方には、ICAの執行委員会役員、あるいはその関係者やICA事務局の人たちとの意見交換というようなものもできたと思いますし、我々日本人の仲間同士で意見交換をするいいチャンスにもなったのではないかと思います。

それから、内閣府に懇談会や研究会を立ち上げるきっかけとなりました当時の官房長官、福田康夫衆議院議員が公文書館について関心を大変強く持っておられて、国際会議をやるならぜひ来ようということで、昨日、レセプションに来てお話をされたわけでございます。

私どもが携わっている公文書館行政、文書の記録を残していくということは、その設置主体が国であろうと、地方公共団体であろうと、あるいは国の各機関であろうと、また、国立大学法人が自らの記録をきちんと残そうと最近取り組みを始めているところが増えてきましたが、名称のいかん、設置主体のいかんを問わず、いずれも自らの主体の歴史と文化というものを支えていくための社会的記憶、組織的記憶というものが公文書館という仕組みによってなされようとしているわけでございます。

残していくのは、現在生きている人たちのためではなくて、将来の子孫のために、将来来るであろう人たちのために残していく、そのような役割を我々は等しく担っているわけで、その責任者たる館長がこのように年に1度ないし2度、一堂に会して各館の運営や共通する課題について議論をするということは大変意義のあることだと思っています。このようなチャンスを皆様に提供することができるのも、国立公文書館として果たすべき重要な責務だと思っています。

言うまでもなく、今日の公文書館を取り巻く情勢というのは、国においても地方においても大きく変化しております。幸いここ数年、少しずつ社会的関心が高まっていますし、マスコミ等で取り上げられる機会も増えております。こうした変化を踏まえて歴史的に重要な公文書等を体系的に行政部局から移管を受け、保存をし、あるいは行政部局における文書管理そのものについて公文書館の立場から適切にアドバイスし、あるいはガイドラインを示していくというのも我々の仕事だと考えております。そして何度も申しますが、最終的には現在の国民だけでなく、将来の国民に対してもサービスをしていくというのが我々の仕事であり、そのような取り組みが非常に求められるようになってきております。

先ほど申しましたように官房長官の下に設けられている懇談会、この懇談会の座長は高山理事がかねて務められ、その後を引き続きやっているわけですが、近く中間書庫に関する研究会と電子媒体による文書の管理・移管・保存について、この懇談会の下に設けられてきた2つの研究会が報告書を出します。この2つの報告書を基に、この懇談会が6月にも報告書を提出することになっております。私どもはもちろんです、高山座長当時の報告書についても各省庁からの文書の移管基準というのがはっきりしていない、だから各省

がどういうものを公文書館に引き継げばいいのかもよくわからない、どういう形で現用文書の時にも保存したらいいのかもはっきりわからない、そうしたことの具体的なご指摘をいただいたということも踏まえて、内閣府が中心になって各省庁の文書管理、あるいは文書の移管について改めて申し合わせをしたわけです。情報公開法等に基づく文書管理の保存管理というものをベースにして、どのような形で公文書館へ移管するか、それから公文書館に移管すべき文書の範囲も単なる決裁文書だけではなくて、国民生活に大変関連のある、広報資料であるとかポスターなどについても重要な行政の歩みを伝えるものとして移管することとして、対象範囲も増やしていただく取り組みを昨年度から進めているわけでございます。

それから昨年、那覇で館長会議を開催させていただいた時に申し上げましたけれども、今年の3月31日までを一応の目標期限として平成の大合併、市町村合併が行われております。市町村合併が行われている時に昔から伝えられてきた旧市町村の資料が散逸するということになると、明治の大合併、あるいは昭和の大合併と言われるものに引き続く第3回目の大合併という時に合併で記録がなくなったということになると大変です。昭和28年ぐらいの時には、昭和の大合併の時には公文書館というものはなく、山口県の文書館も昭和34年にできていますから、ありませんでした。今、公文書館制度ができながら、平成の大合併の時に前の2回の轍を踏むわけにいかない。ぜひ市町村合併時の公文書の保存については皆さんに関心を持っていただきたい、ぜひ適切な動きをしていただきたいということを昨年のこの会議で申し上げました。

私の名前で当時の総務大臣に要請をし、町村合併担当の総括審議官から各都道府県知事に対して文書を発出してもらいました。その結果を今回、またアンケートをとらせていただきました。大変立派な対応をとっていただいた都道府県もでございます。ただ、後ほど述べますように何もしなかった、そんな通知がいったことも知らなかったというような残念な事例も見えます。

自治体における公文書行政というのは、昔でいう国の機関委任事務でもなければ、国家事務でもなく、自治事務で自ら取り組まなければならないものです。町村合併の時に自らの記録を保存するというのは国がやるわけにもいかないし都道府県がやるわけにもいかない。本来だったら自らやらなければならない、市町村がやらなければならない。それについて都道府県の公文書館の方からアドバイスなり支援なりをしていただきたいということで文書を出したはずなのに、ほとんど施策がとられなかったというのは残念なことです。

ちょっと苦い話になりますけれども、本当にこれは自らの責任として受けとめていただきたいと思います。公文書館法で公文書の記録管理に携わる専門家についての法定設置が決められたらやりますけど、そうでなかったらできませんということを言っている限りは、いつまで経ってもこんなものはできません。今回は千載一遇の機会であったにもかかわらず、何もアクションをとられていない自治体というのは、なぜそういうことになっている

のか、私は大変苦い思いで見えています。ぜひ皆さん、予算がない、人がいないというような話ではなく我が事と思っていただきたい。昨日、スイスのジュネーブのディディエ・グランジェが言ったのは、ジュネーブの公文書館はフルタイムの職員が3人。3.5人しか職員がいないし予算だって決して多いわけではないけれどやるべきことはやっているとのことです。あまり予算だとか人がいないということを言い訳にしないで、できることから、やるべきことを少しずつ着実にやっていただきたい。

今回の館長会議がちょうどいいチャンスだったのでお願いするわけでございます。

私どもとしては地方公共団体がお作りになる公文書館に対して積極的に協力できるところは協力しますし、人材養成ということでお役に立つことがあればやりますし、相談したいということがあれば喜んで受けるつもりであります。足らざるところがあれば我々も幾らでも直していきたいと思いますし、前向きに取り組んでいこうと思いますので、ぜひ皆さん方も主体的な取り組みをお願いしたいと思います。

人材養成ということで当館で実施する研修には各館から職員の方を派遣していただいておりますが、ぜひもっと派遣していただきたいと思うんです。専門家が必要だ必要だとおっしゃる割には、わずか4週間の専門職員養成課程についてもう予算がない、出張旅費がない、人がいないとか、とにかく事態が変わらない方向だけの言い訳が余りにも多過ぎるという感じがします。

予算が取れないというのは、もしかすると館長が財政当局にきちんとした説明ができないからそのような状況になっているのかもしれないとも思うのです。そこを再考していただきたい。

今回は国際公文書館会議執行委員会を開催しましたので、国際交流についても申し上げたいと思います。

今年の秋、日本で国際公文書館会議のS A E、教育訓練分野の委員会の専門家会合が行われます。来年は正に公文書館の公文書専門職の会合(S P A)が日本で行われます。そのような会合を日本で開催するためにイニシアチブをとられた皆さん方のご努力に、あるいはそれに協力しようという皆さん方のご努力、全史料協、日本アーカイブズ学会等に対して大変敬意を表しますし、それに対して国立公文書館としてもできることがあればまたお役に立ちたいと思っております。

今年の11月にはオランダ領アンティルというところで私が議長を務めておりますI C Aの円卓会議(C I T R A)が開かれます。来年2007年には東アジア地域支部の国際公文書館会合(E A S T I C A)を多分東京で開くこととなっております。地域支部の会合やC I T R Aという円卓会議にしても世界のどこに行っても開催地の自治体の方々の参加が非常に多い。例えば中国の杭州、ウルムチで開催した時も、韓国ソウルでやった時も、それぞれの国の自治体の人たちがその時の一時的参加会費で参加してくれて、中には色々な地域の実情、あるいは自分たちの抱えている問題、あるいは災害があった時の修復方法、ど

のような点で困っているというような話が行われ、それでお互いの経験と知識を交流することになるところが多い訳です。

ところが、日本の場合は参加が比較的低い。やっとその芽生えが出てきたというような状況かもしれませんが、残念ながら関心も低ければ、皆さん方の方から主体的に参加しようという動機づけもなかなか出てきていない。I C AやE A S T I C Aの会員になっても年間の会費は3万円ぐらいだと思います。日本政府は国連方式ですから約1,000万円の会費を払っていますが、それとは別に個別の自治体で参加する場合には150ドルとか300ドルぐらいで大体済みますので、自治体の規模とかで金額が違うことにはなっていないはずですから、ぜひ多くの自治体の積極的な参加をいただいて、世界の公文書館の流れがどうなっているのか、あるいは身近な東アジアの韓国や中国、あるいはモンゴルや香港がどんなことをやっているのか少し目を見開いていただき、自分たちの行政を少しでも高めていくためにどのようなことができるのか、何をやらなければならないのか、肌身をもって実感していただくようなチャンスを作っていただきたいと思います。

来年、東アジア地区の公文書館会議を日本で開催するチャンスがあります。それから2008年には国際公文書館会議の総会がマレーシアのクアラルンプールのコンベンションタワーで開催されることになりました。皆さん方もご参加の検討をぜひお願いしたい。その皆さんをさらに動機づけるためにも、ぜひ国際的な今の公文書館の動向というようなものに目を配っていただいて、世界の動きに負けないよりよい仕事をしていただきたいと思います。この間の大津波で被災したインドネシアのアチェにおいても、みんなが苦労しながら自分たちの先祖の記録を修復し保存しようとしていて、J A I C Aなどが相当の支援をしましたが、皆さんが行けば大変喜ばれると思うんです。

鳥取県西部地震の時に片山知事が被災地を廻っていたら、明治時代からの役場文書が道に投げ捨てられていたのを目にし、急遽、これではいけないということで取り組みを始めたということを片山知事がテレビ番組で言っていました。

余り予算が無いとか、人がいないということは事実そうだと思いますが、それだけを言っても事態は好転しません。それを打破していくために、あるいは打破するために首長や財政当局、行政当局に働きかけたりリーダーシップを発揮するのが今日ご参加いただいた館長さんたちの大変大きな職務なんだと思います。おれは何も文書のことを知らないけれども、館長になれと言われたからなったとか、公文書館というのはどこも直営ではなくて外郭団体に委託するようになってきたからそちらに任せておけばいいというような投げやりな姿勢ではなくて、主体的な取り組みをお願いしたいということを申し上げて、辛口になりましたが、私の開会に当たってのあいさつにいたしたいと思います。ぜひ実りある会合となりますよう期待しております。

また、私どもの方でできることがあれば率直な話をお聞かせ願いたいと思います。

独立行政法人国立公文書館の動き

(平成17年12月～平成18年6月)

太字は本文に関連記事があるもの

*斜字は報道に関するもの

- 11月23日～12月3日 第38回国際公文書館円卓会議
(館長、牟田専門官、小原専門官、アブダビ・アラブ首長国連邦)
- 12月1日 駿河台大学文化情報学部学生見学(本館)
コロンビア大学CVスター東亜図書館長他見学(本館)
- 12月2日 日本歴史学協会委員との懇談会
- 12月5日 第5回電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会
(内閣府)
- 紫水会见学(分館) 人民日報日本支局長見学(アジ歴)
- 12月6日 東京学芸大学修復講座(有友係長、丸山係員)
国立国会図書館日本研究情報専門家研修(牟田専門官)
- 12月7日 モザンビーク国立歴史資料館長来訪(本館、アジ歴)
- 12月8日 第3回インターネット特別展「公文書に見る日米交渉～開戦への経緯～」(アジ歴)
東京大学大学院情報学環学生見学(本館)
- 12月9日 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会研修・見学(本館)
- 12月15日 第4回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
上海社会科学院世界経済・政治研究院弁公室主任他来訪(アジ歴)
- 12月16日 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議第4回実行委員会
(委員：荒木課長補佐、国文学研究資料館)
- 12月20日 歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議(本館)
- 12月24～25日 静岡大学横断的アーカイブズに関する研究討議(牟田専門官、大阪市)
- 1月6日 第11回公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会(首相官邸)
- 1月14～15日 日露戦争資料調査会松山部会(牟田調整専門官、松山市)
- 1月18日 第111回記録管理学会例会(牟田専門官)
- 1月19日 第5回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
上海社会科学院歴史研究所研究員他来訪(アジ歴)
- 1月27日 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議第5回実行委員会
(委員：荒木課長補佐、国文学研究資料館)

- 1月29日 NARA法律顧問ゲイリー・M・スターン氏招へい
- 1月31日～2月2日 平成17年度実務担当者研究会議
- 2月1日 日本印刷技術協会主催PAGE2006（八日市谷調査員）
- 2月3日 第12回データ検証委員会（アジ歴）
板橋区公文書館長見学（本館）
- 2月5～12日 ICA管理運営委員会等（菊池館長、牟田専門官、マレーシア）
- 2月6日～3月3日 アフガニスタン国立公文書館職員修復研修生受入
- 2月9日 第6回公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会（内閣府）
- 2月10日 「戦争の記録 進む電子化 日米開戦の経緯ネットで公開 国立公文書館」
（北海道新聞・夕刊9面）
- 2月15日 内閣府独立行政法人評価委員会、内閣府独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会（内閣府）
- 2月16日 三館担当者会議（アジ歴）
同志社大学人文科学研究所資料係長見学（本館）
- 2月17日 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議第6回実行委員会
（委員：小原専門官、国文学研究資料館）
- 2月21日 鹿児島県総合教育センター情報教育研修課長他見学（本館）
- 2月23日 第6回電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会
（内閣府）
- 2月24日 いいな会见学（本館）
- 2月28日 情報公開・個人情報保護制度の運営に関する説明
（白谷専門官、米川専門官、さいたま市）
浩志会见学（本館）
- 3月3日 第3回海外利用促進委員会（アジ歴）
- 3月4～5日 静岡大学横断的アーカイブズ論研究会（牟田専門官）
- 3月6～8日 韓国（釜山、済州）セミナー・説明会
（山本センター次長、喜多専門官、上野係長）
- 3月7日 第3回歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議
- 3月8日 日本銀行アーカイブ（講師：牟田専門官）
- 3月10日 第7回公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会（内閣府）
- 3月13日 **専門職員養成課程論文等審査委員会**
- 3月11～18日 フィリピン、ベトナムセミナー・説明会
（石井センター長、牟田専門官、米川専門官、大田係員）
- 3月14日 第7回電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会
（内閣府）

- 3月16日 司法との「移管の定め」について内閣府、最高裁との協議
最高裁判所事務総局職員見学（本館）
第7回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
西原近隣センター見学（分館）
- 3月17日 内閣府独立行政法人評価委員会（内閣府）
- 3月20日 公文書館設立準備（梅原専門官、長野市）
「大名 - 著書と文化 - 」展 来月、国立公文書館で（毎日新聞社）
- 3月21～23日 秋田大学研究会（講師：有友係長、丸山係員、中島修復員、秋田市）
- 3月22日 東京家政学院大学人文学部教授他見学（本館）
- 3月23日 **平成17年度歴史資料として重要な公文書等の移管に関する主管課長会議（内閣府）**
- 3月24日 第13回データ検証委員会、政治協商会議外事委員会副主任他訪問（アジ歴）
- 3月27日 東洋美術学校講師他見学（本館）
- 3月29日 経済産業省東北経済産業局課長補佐他見学（本館）
- 3月30日 第12回諮問委員会（アジ歴）
- 3月28日～4月2日 中間書庫研究会海外視察（小原専門官、フランス）
- 4月8～27日 春の特別展「大名 - 著書と文化 - 」
- 4月18日 第8回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
- 4月20日 第12回公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（内閣府）
- 4月21日 福島県立いわき高校見学（分館）
- 4月23日 日本アーカイブズ学会2006年度大会シンポジウム（高山理事、学習院大学）
- 4月26日 韓国全北大学校博物館長来訪（アジ歴）
- 4月30日 公文書管理で法整備を提言（NHKニュース06：58）
- 5月10日 遼寧省宣伝部訪日代表団来訪（アジ歴）
第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議第7回実行委員会
（委員：荒木課長補佐、国文学研究資料館）
- 5月10日～常設展「公文書に見る日本のあゆみ」
- 5月12日 千代田区ミュージアム連絡会
- 5月16日 第9回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
- 5月18日 司法との「移管の定め」について内閣府、
最高裁との協議（本館）
- 5月22～25日 2006年ICA執行委員会東京会合
- 5月22日 ICA執行委員会官房長官表敬訪問（官邸）
歓迎レセプション（ANAホテル）
- 5月23日 ICA執行委員会本館視察



- 5月25日 ICA執行委員会開催記念講演会（国際交流基金国際会議場）
レセプション（ANAホテル）
- 5月26日 平成18年度全国公文書館長会議（ホテルグランドパレス）



- 5月29日 第1回長野市公文書館準備委員会（委員：梅原専門官、長野市）
- 6月1日 第13回公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（内閣府）
- 6月2日 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議第8回実行委員会
（委員：小原専門官、国文学研究資料館）
- 6月8～9日 国立情報学研究所オープンハウス特別展示に参加
- 6月8、13～14 平成18年度神奈川県立公文書館事業説明会
（講師：米川専門官、飯島係長、齋藤係長）
- 6月16日 筑波研究学園都市交流会協議会総会（分館）
- 6月17日 日本歴史学協会資料保存利用特別委員会・国立公文書館特別委員会合同シンポジウム（講師：米川専門官）
- 6月19日 大垣市立興文中学校見学（分館）
- 6月20日 第10回公文書館制度を支える人材養成等のためのPT
- 6月22日 第14回公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（首相官邸）
- 6月23日 「公文書集中管理を」官房長官諮問機関 散逸防止で提言（読売新聞）
- 6月27日 岡山県立西大寺高校見学（分館）
- 6月27日 公文書電子化 市販ソフト利用に警鐘（朝日新聞）
- 6月28日 東京商工会議所荒川支部見学（分館）
- 6月30日 平成18年度歴史資料として重要な公文書等の移管に関する主管課長会議及び事務連絡会議（第1回）（内閣府）
第2回長野市公文書館準備委員会（委員：梅原専門官、千曲市）

国立公文書館夏の企画展のご案内 「さかな・魚・肴」

期間 7月24日(月)から9月27日(水)

月～金曜日 午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日休館)

入館料 無料

主な展示資料 将軍吉宗も閲覧した日本最初の魚類図鑑『日東魚譜』、八百屋が描いた肴のスケッチ集『魚仙水族写真』、各地の魚業を紹介した『日本山海名産図会』、金魚の飼育法を記したロングセラー『金魚養玩草』、料亭八百善の魚料理レシピ満載の『江戸流行料理通大全』他

国立公文書館は、江戸幕府や明治政府が蒐集した書籍や絵図を多数所蔵しています。今回は、これら所蔵資料のうち、江戸時代の色鮮やかな魚介図譜や各地の漁業の様子を開説した資料など、魚に関する資料25点を展示しました(展示替あり)。

四方を海に囲まれ水産資源に恵まれたわが国ならではの多彩な資料。魚をめぐる江戸文化を振り返ると共に、当時の豊かな自然を実感してください。



編集後記

日本からはるか遠くの国々から、大勢のアーキビストのお客様をお迎えしました。日本の各公文書館長との交流、ICA執行委員会の開催を記念した講演会が開催されました。本号はこのことをメインテーマに編集しました。アーカイブズが動いているのは日本だけではなく、世界中の公文書館が試行錯誤をしつつ、前進しているのだなと実感します。

平成18年度の情報誌「アーカイブズ」の企画について、編集ワーキンググループ会議で検討しました。大学におけるアーカイブズの動きについても注目すべきと考え、今回その嚆矢ともいべき京都大学大学文書館のご紹介をお届けすることとしました。これからも紹介できたらと思います。また、昨年秋に開館した奈良県立図書情報館では、情報を中核に公文書館機能を備えて新たな試みを開始しました。一方開館20年を経た北海道立文書館においても新たな課題への挑戦が行われているようです。また日本銀行金融研究所アーカイブでは諮問委員会を設置し、課題に向かう体制整備を進めていらっしゃるようです。

前号が特集号のため掲載できなかった「資料の災害対策」について尾立氏から原稿を頂戴しました。このシリーズについては一応終了といたします。

今年度から季節ごとにアーカイブズをお届けできるようにしたいと考えております。夏の暑さに負けないよう、健康に留意しつつ、私達もアーカイブズ振興めざしてがんばりましょう。(夢)